

「社会的養護関係施設が担う役割・機能に関する検討会」
中間まとめ

2021（令和3）年3月8日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会
社会的養護関係施設が担う役割・機能に関する検討会

はじめに

全国社会福祉協議会（以下、全社協）では、2020（令和2）年2月に「全社協 福祉ビジョン 2020」（以下、福祉ビジョン 2020）を公表しました。「福祉ビジョン 2020」は、2040年を視野に入れつつ、2030年までに社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員等とともに取り組む横断的な方向性を示すものとして、取りまとめたものであり、「地域共生社会」およびSDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現を包含した「ともに生きる豊かな地域社会」をめざしています。

一方、国においては、「全世代型社会保障検討会議」を設置し、高齢者や子どもたち、子育て世代、現役世代まで広く安心を支えるための社会保障全体の持続可能な改革の方針を2020（令和2）年12月にまとめています。そのなかで、とくにわが国の未来を担う子どもたちのために、長年の課題である少子化対策を大きく前に進めるとし、その政策課題の一つとして「里親制度、養子縁組等の周知啓発」「児童虐待の予防の観点から地域で子どもを守る体制の強化や児童福祉施設の子育て家庭への支援」を盛り込みました。

こうした方向性は、2016（平成28）年6月3日公布・施行の児童福祉法改正がその起点となっています。この児童福祉法改正において、子どもの権利条約の精神に則り、子どもが権利を有する主体であると位置づけられ、「家庭養育優先の原則」という理念が法に明記されました。

この児童福祉法改正を受けて、2017（平成29）年8月2日には「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。「新しい社会的養育ビジョン」では、新たな子ども家庭福祉の構築を推進するとし、「家庭養育の原則」を実現するため、原則として就学前の子どもたちの施設への新規入所の停止などが提起されました。このことは、日々、真摯に支援を必要とする子どもたちを養育している全国の社会的養護関係施設の関係者に大きな衝撃を与えるところとなりました。

さらに国は「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、児童虐待の発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等をはかるために、各都道府県が社会的養育推進計画を策定するよう、2018（平成30）年7月6日に推進要領を示し、2019年度末までの策定を求めました。今後は、策定された都道府県社会的養育推進計画により、2020年度から10年計画で所要の措置をはかっていくこととなっています。

顧みると、全社協では1995（平成7）年10月に新たな児童家庭福祉の構築に向けた「児童福祉施設再編への提言～児童福祉施設のあり方委員会報告」を取りまとめています。この報告書では、児童福祉施設をめぐるニーズの変化等に対応するため、児童福祉施設の小規模化、機能強化、専門性の向上、そして家庭養育支援等を担うための関係施設の再編などを提

言しました。

しかし、これまでの間、国において数次にわたる社会的養護分野の制度改革に向けた検討が行われてきましたが、今日まで抜本的な制度改革とそのための大胆な財源投入の実現にはいたっていません。

こうした経過をふまえ、全社協では、2020（令和2）年度からの都道府県社会的養育推進計画の実施を契機として、今後、いかに社会的養護関係施設が具体的に取り組んでいくか、そのための制度上の課題をどう改善していくべきかということに関し、社会的養護関係者の協議が必要であるとし、全社協・政策委員会のテーマ別検討会として「社会的養護関係施設が担う役割・機能に関する検討会」を設置しました。

検討会では、「社会的養護関係施設を取り巻く課題」の整理とともに、「今後の社会的養護の取り組みの方向性」について、とくに児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設等の社会的養護関係施設の横断的・総合的な今後の役割と機能のあり方、そして「家庭養育優先の原則」にかかる里親等への支援のあり方や連携・協働にかかる課題等について、2020年8月より5回にわたり協議を重ねてきました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化するなかでの社会的養護関係施設等での現場実践への影響やコロナ禍によりみえてきた配置基準等への課題について付記することとしました。

厚生労働省では、2年後に向け、児童福祉法を改正するための検討を今春から着手することを予定しています。

この中間まとめは、2年後の児童福祉法改正に向けて福祉実践の場からの提言を行うことを目的に、広く社会的養護分野関係組織（者）に意見・要望を求めるため、政策委員会として公表するものです。今後、社会的養護分野関係組織（者）等からの意見をふまえ、検討を重ねたうえで、2021年秋には最終報告を取りまとめることを予定しています。

2021年3月8日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会
社会的養護関係施設が担う役割・機能に関する検討会

目 次

はじめに

I. 社会的養護関係施設を取り巻く課題	1
(1) 少子化の急進、子どもと家族の問題の深刻化	1
(2) 「家庭養育優先」の潮流～国連の指針・勧告と児童福祉法改正	2
国連の代替的養護に関する指針・勧告	
2016年児童福祉法改正による「家庭養育優先原則」	
(3) 都道府県社会的養育推進計画の検証の必要性	3
(4) 児童相談所の抱える課題	4
(5) 里親、ファミリーホーム、施設等を取り巻く課題	6
要保護児童の潜在化	
一時保護の急増	
(6) 地域共生社会の推進	8
<コラム> 新型コロナウイルス感染症に立ち向かう社会的養護の課題	9
要保護児童とその家族への影響	
社会的養護関係施設等への影響	
コロナ禍対応における政策・制度上の課題	
II. 今後の社会的養護の取り組みの方向性	12
(1) 社会福祉法人としての高機能化・多機能化の推進	12
① 小規模化・地域分散化とこれを支えるマネジメントの強化	
② ケアニーズの高い子どもとその家族への支援の充実	
③ 高機能化・多機能化の推進	
④ 市区町村の子ども家庭福祉支援拠点の整備	
～児童家庭支援センターの積極的な受託	
⑤ 里親等への包括的な支援の強化	
(2) 子どもの育ちの継続性の確保	19
(3) 専門職の確保と職員配置・処遇の改善	20
(4) 子どもの権利擁護と社会的養護関係施設等の質の向上	21
(5) 市区町村の機能強化と児童相談所との協働	22
(6) 横断的・総合的な社会的養護関係施設体系の見直し	23
(7) 自立支援	24
(8) 財源の確保	25

Ⅲ. 今後に向けて 25

全国社会福祉協議会 政策委員会

「社会的養護関係施設が担う役割・機能に関する検討会」名簿 27

社会的養護関係施設が担う役割・機能に関する検討会 中間まとめ(概要) 28

参考資料 31

I. 社会的養護関係施設を取り巻く課題

(1) 少子化の急進、子どもと家族の問題の深刻化

- 1989(平成元)年の1.57ショックから30年余を経た今日まで少子化はとどまらず、現在、政府が掲げている「希望出生率1.8」の実現は、かなり難しい状況です。何よりも出生数が減少していることが課題であり、2020(令和2)年の出生数は新型コロナ禍の影響により80万人を割るとの新聞報道もあります。
- 1994(平成6)年、少子化対策としてエンゼルプランが始まり、その後、相次いで政策の見直しが行われてきましたが、少子化をとどめるのに有効で大胆な政策導入と財政投入がなされなかったとの指摘もあります。
- 一方で、少子化がすすむなか、平成の時代の社会経済活動や雇用形態の変化、核家族化など社会環境や家庭環境の変化とともに、子どもと家族をめぐる問題は多岐にわたっており、また深刻化しています。とくに児童虐待やDV、子どもの貧困等が急増しており、厳しい課題を抱える子どもたちが地域社会に存在していると言わざるを得ません。
- 1.57ショックの翌年の1990(平成2)年度には児童虐待は全国で1,101件でしたが、約30年を経た2019(令和元)年度の児童虐待相談対応件数は19.3万件となり、毎年、過去最高を更新しています。DVも10万件を超え、面前DV(子どもにDVを目撃させること)も増え、子どもに対する深刻な影響が社会に広がっています。
- 少子化にありながら、この30年間、虐待相談通報は更新を続け、通報に至っていない潜在化しているケースも相当数あると言われていています。虐待等の課題が重篤化している家族関係のもとでは、子どもと家族の関係性の回復や子どもの家庭復帰が厳しくなります。子どもと家族間の課題が、虐待に至らない早期の段階から予防的支援をはかっていくことが、今後、重要になります。
- 子どもの生命を守り、豊かに育むためには、市区町村子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センター、児童相談所等の行政機関が、地域にある関係組織・機関とともに、横断的かつ一体的に連携・協働して、支援を必要とする子どもとその家族を支えることが重要となっています。

(2) 「家庭養育優先」の潮流～国連の指針・勧告と児童福祉法改正

◆国連の代替的養護に関する指針・勧告

- 国際連合（以下、国連）は、2009（平成 21）年 12 月 18 日に国連総会において「児童の代替的養護に関する指針」（Guidelines for the Alternative Care of Children）¹を採択しました。この指針は、「3 歳未満の児童の代替的養護は家庭を基本とした環境で提供されるべきである」と、「家庭を基本とした環境」での代替養育の原則を示しています。
- 日本政府は 1998（平成 10）年、2004（平成 16）年、2010（平成 22）年、2019（令和元）年の 4 回、国連・子どもの権利委員会から審査および総括所見を受けており、とくに 2019（令和元）年 2 月 7 日の勧告²では、子どもの権利条約に基づき日本がとるべき措置について、多岐にわたる内容が示されています。そのなかで「家庭環境を奪われた子ども」に対し、2016（平成 28）年の児童福祉法改正等を歓迎するとし、2017（平成 29）年 8 月 2 日の「新しい社会的養育ビジョン」（以下、社会的養育ビジョン）の迅速かつ効果的な執行を求めています。

◆2016 年児童福祉法改正による「家庭養育優先原則」

- こうした国際的な子どもの権利を保障する潮流を背景に、わが国では 2016（平成 28）年に児童福祉法が改正されました。この児童福祉法改正では、子どもを権利の主体とし、第 1 条で「すべて児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり（中略）その心身の健やかな成長及び発達（中略）を等しく保障される権利を有する」と定めています。
- また同法第 2 条第 2 項では「児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う」とし、第 3 項では「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と行政の責務を明確にしました。
- そして、児童福祉法第 3 条 2 において、「国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつ

¹ 「児童の代替的養護に関する指針」（Guidelines for the Alternative Care of Children）厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課仮訳 <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000018h6g-att/2r98520000018hly.pdf>

² 「日本の第 4 回・第 5 回政府報告に関する総括所見」外務省仮訳 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100078749.pdf>

ては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない」と、「家庭養育優先の原則」および「家庭と同様の環境における養育の推進」の理念を規定しました。

- そうした理念の実現には、社会的養護関係施設等（児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、児童家庭支援センター）が担っている支援の実態（家庭養育や里親、ファミリーホーム（以下、里親等）への支援も含め）をふまえながら、こうした施設がもっている専門性やノウハウ、人的資源等を活かし、施設の高機能化・多機能化等をいっそう推しすすめていくことが必要です。

(3) 都道府県社会的養育推進計画の検証の必要性

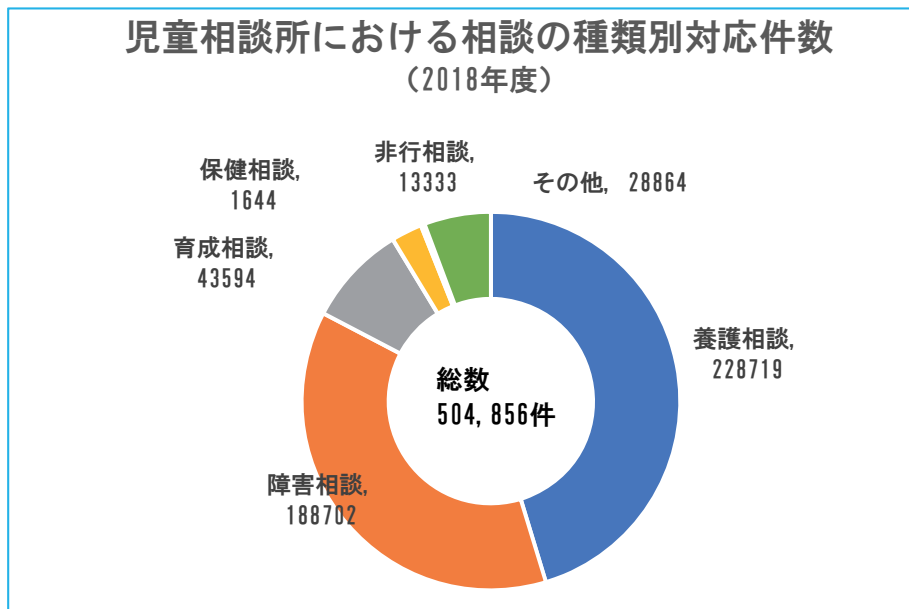
- 児童福祉法改正により、2018（平成 30）年 7 月には、国は都道府県に対し、2019（令和元）年度末までに都道府県社会的養育推進計画（以下、社会的養育推進計画）を策定するよう、策定要領を提示しました。2020（令和 2）年 8 月までに全都道府県の社会的養育推進計画が公表され、厚生労働省では取り組み状況をレーダーチャートで可視化しています。
- 全都道府県の社会的養育推進計画をみると、10 年後（2029 年度）の代替養育の子ども見込み数をプラスで算定している県は 15 都県であり、32 道府県は減少すると見込んでいます。大きくプラスで見込んでいるのは東京都（+717 人）と高知県（+183 人）の 2 都県にとどまっています。

社会的養育ビジョンには、「市区町村の支援の充実により、潜在的ニーズが掘り起こされ、代替養育を必要とする子どもの数は増加する可能性が高い」と記載されています。加えて近年の虐待通報の増加等をふまえると、本当に代替養育が必要な子どもが減少していくのか、検証が必要です。
- さらに、社会的養育推進計画では、漸次、里親等への措置委託を引き上げていく目標を設定する一方で、10 年後の施設への措置入所の子ども数は全県で減少の見込みになっています。減少割合の最大は 61.6%（始期 596 人→終期 229 人）です。

社会的養育推進計画によれば、里親を支える仕組みが今後、ますます重要になることから、フォスターリング機能の充実が一層重要な課題となってきます。
- しかし、代替養育が必要な子どもの見込み数とともに、施設への措置入所見込みの要保護児童数が実態にそった算出になっているか、また児童福祉関係者の参画を得て十分に検討が重ねられた計画になっているのか、検証し、修正していく必要があります。そのうえで、代替養育を必要とする子どもに、必要な支援が可能となる体制を維持・整備しておくことが求められます。

(4) 児童相談所の抱える課題

- 2019(令和元)年度の児童相談所が対応した児童虐待相談対応件数は19.3万件と、29年連続で過去最高を更新しました。この背景には、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」が社会に浸透してきていることや警察からの面前DVに関する通告が増えていること等がありますが、児童相談所は日々、虐待の通報等に対する状況確認等の初期対応に追われる状況になっています。
- 児童相談所には、虐待相談(養護相談)だけでなく、障害のある子どもに関する相談、非行に関する相談、子育てに関するさまざまな相談である育成相談(不登校相談、家庭内暴力の相談、しつけの相談、進路適正に関する相談)等が寄せられ、対応しています。2018(平成30)年度に全国の児童相談所が対応したすべての相談対応件数は504,856件³になっています。



(出典) 厚生労働省「児童相談所関連データ」をもとに全社協作成

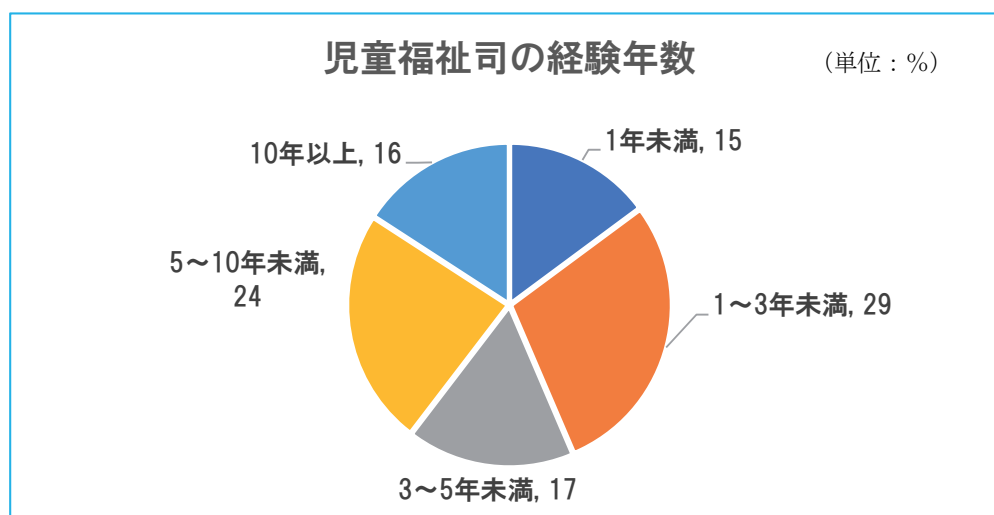
- 児童相談所の職員は全国で約14,000人です。そのうち児童福祉司は3,381人、児童心理司は1,570人となっています(2019年4月1日現在)。
約20万件の虐待相談すべての児童福祉司が対応するわけではありませんが、たとえば虐待件数を全国の児童福祉司の人数で除すと、1人あたり年平均52.3ケースに対応した計算になり、膨大なケース数となっていることがわかります。
- 人口約6,600万人のイギリスではソーシャルワーカー(日本の児童相談所に該当す

³ 厚生労働省「平成30年度福祉行政報告例」

るC S C : Children Social Care におけるソーシャルワーカー) が 30,670 人おり、1 人あたりのケース数は約 16.8 ケースとの報告⁴があります。イギリスの児童保護におけるソーシャルワーカー数および担当ケース数と比較すると、わが国の児童相談所の児童福祉司は、配置数が少なく、1 人あたりの相談対応件数が非常に多いという実態になっています。

- 虐待のリスクが高く、厳しい課題のあるケースが増えるなかで、児童相談所等のソーシャルワークにはさらなる経験と知識が必要とされてきています。

また、行政組織は定期的な人事異動があり、対象となる子どもや家族との信頼関係の形成や専門性の定着が課題との指摘もあります。全国の児童福祉司の経験年数をみると、5 年未満の経験者は約 61%になっています。⁵対応すべきケースの増加による長時間勤務や土日夜間も含めた緊急対応による疲労、さらに虐待対応等で保護者との関係等からくる疲弊感等による、離職率の高さ等も指摘されています。



(出典) 厚生労働省「児童相談所関連データ」をもとに全社協作成

- さらに児童相談所に一時保護されている子どもの数は人数、平均在所日数ともに増加傾向にあり、2018 (平成 30) 年には 1 日あたりの保護児童数は 2,079 人、平均在所日数は 29.4 日になっています。また入所率をみると、100%を超える一時保護所が 27 か所、約 2 割にのぼっています。一時保護所で対応する職員のマンパワーや施設の構造や設備不足のため、問題行動を起こす子どもがいても個室が用意できないなど、処遇上の問題が指摘されています。⁶

⁴ 資生堂社会福祉事業団「2018 年度 第 44 回資生堂児童福祉海外研修報告書～イギリス 児童福祉レポート～」2019 年 3 月

⁵ 厚生労働省「令和元年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料 (令和元年 8 月 1 日)」

⁶ 総務省行政評価局「要保護児童の社会的養護に関する実態調査結果報告書」2020 年 12 月

- 国では2016（平成28）年4月に「児童相談所強化プラン」を公表し、児童相談所の体制強化に取り組むこととなりました。「児童相談所強化プラン」では、児童福祉司の配置を人口4～7万人に1人から、4万人に1人に引き上げ、2019（令和元）年度までに達成するとしていました。
- その後、2018（平成30）年に発生した東京都目黒区の虐待死亡事例を受け、児童相談所のいっそうの強化が求められ、2018年12月に厚生労働省は「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（以下、新プラン）」を示しました。新プランでは、2022（令和4）年度を目標に人口3万人に1人の児童福祉司を配置し、2017（平成29）年度に比して2,020人の児童福祉司の増を図ることとなっています。

（5）里親、ファミリーホーム、施設等を取り巻く状況

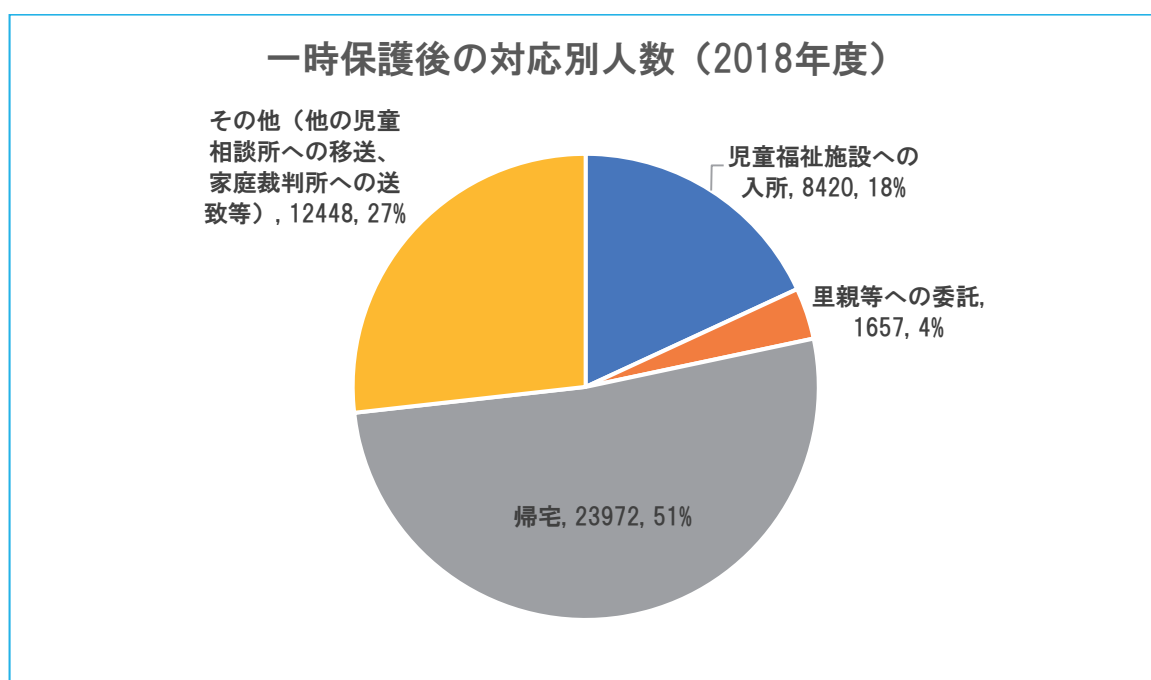
◆要保護児童の潜在化

- 平成の30年間、里親等に委託された子ども、児童養護施設、乳児院等に措置された子どもの現員数は、約35,000人前後で推移しています。そのうち、措置施設入所児童の現員は、児童養護施設、乳児院ともに減少しており、とくに児童養護施設の就学前児童の入所が大きく減少しています。
- 家庭環境から分離された代替養育の環境に存在する要保護児童数は、平成の30年間、43,000人から46,000人で推移し、要保護児童の実数規模は変わっていません。少子化がすすむなか、要保護児童の数は少子化に見あった減少が見られず、逆に全児童数に占める要保護児童の割合は高まっています。
- 虐待件数が増加しているにもかかわらず、施設や里親等の受け皿が増えていないということは、虐待等が懸念されるにもかかわらず、行き場のない子どもたちが発生しているということです。こうした子どもたちの多くは、地域の子育て家庭のなかに存在しており、このような子どもたちのリスクを軽減するためにも、通報後の継続的な関わりや見守り等の支援体制の整備が必要になっています。
- また、措置にあたっては厳しい課題を抱える子どもが対象として優先されるので、社会的養護関係施設や里親等は日々、こうした子どもたちに向き合い、養育を担っている状況にあるといえます。

◆一時保護の急増

- その一方、2018（平成30）年に児童相談所に一時保護されている子どもの数は46,497人であり（うち虐待によるものは24,864人、53.4%）、10年間で約1.8倍になっています。

- さらに、このうち一時保護所に一時保護された子どもは 25,764 人（うち虐待による子どもは 14,468 人、56.1%）となっています。また、児童福祉施設等へ一時保護委託された児童は 20,733 人（うち虐待による子どもは 10,396 人、50.1%）と、10 年前に比して約 5 倍に増えています。⁷
- 東京都目黒区の虐待死亡事例を受けて、行政処分である児童相談所の一時保護は躊躇なく行うことが強化されたことから、施設への委託も急増しています。施設では入所児童と一時保護の児童を同じ生活環境で対応することは避けなければいけないことから、施設のさらなる一時保護体制（職員体制、施設環境）の強化、アセスメント機能の強化は喫緊の課題となっています。
- 一時保護の期間は原則として 2 か月を超えてはならないものとされていますが、2018（平成 26）年には 2 か月を超える一時保護は 5,770 件（2018 年度に一時保護を解除した件数の約 12%）にのぼっていました。
- 一時保護された子どもたちは家庭環境の調査やアセスメントを行い、対応を決定します。2018（平成 26）年度の状況をみると、一時保護された子どもの約半数が家庭に戻っていました。



（出典）総務省行政評価局「要保護児童の社会的養護に関する実態調査結果報告書」をもとに全社協作成

⁷ 厚生労働省「一時保護の手続等に関する基礎資料」2020（令和 2）年

- このように一時保護解除後、家庭に戻った子どもたちや家庭へ継続的に関わり、問題解決をはかるには、社会的養育に関する高い専門性に基づいた支援や継続した支援の提供、ソーシャルワーク機能の強化が必要です。

そのため、社会福祉法人において、里親等や児童相談所・市区町村行政と情報共有をはかりながら、アフターケアや定期的な訪問支援等を一体的に実施していくことが求められています。

(6) 地域共生社会の推進

- 現在、わが国では地域共生社会の実現に向け、各地で地域の多様な関係者が世代や背景を超えてつながり、相互に役割をもち「支え手」「受け手」という関係を超え、支え合う取り組みを構築していくという包摂的な社会づくりの取り組みが動きはじめています。
- 虐待や貧困、生活困窮等の課題が表出する前に地域のなかで支えていく取り組みが重要です。全国的に、貧困家庭やひとり親家庭等に対し、社会福祉協議会や地域の社会福祉法人が、地域における公益的取り組みとして子ども食堂や学習支援等を実施し、支援を必要とする家庭や子どもたちを見守り、相談支援を行うための拠点づくりをすすめています。
- 顔の見える地域のなかで、行政や社会福祉協議会（以下、社協）、社会福祉法人・福祉施設、NPO、市民などが連携・協働し、すべての子育て家庭を視野に入れ、子ども・子育て支援や児童健全育成とともに、要保護児童や子育てが難しい家庭を地域社会で支えるという地域共生社会づくりの実践が重要になっています。

<コラム> 新型コロナウイルス感染症に立ち向かう社会的養護の課題

中間まとめを検討している 2020（令和 2）年においては新型コロナウイルスの感染が拡大し、緊急事態宣言が出される等、社会全体に大きな影響がありました。このことは、要保護児童やその家族、そして社会的養護関係施設等にも大きな影響をもたらしました。

このコラムでは、新型コロナウイルス禍において表出してきた課題について整理します。

◆要保護児童とその家族への影響

- コロナ禍のなか、1 歳児健診や 3 歳児健診等が延期になったことで、支援の必要な課題のある家庭と子どもたちの状況がみえにくくなったという指摘があります。さらには、全国に緊急事態宣言が出された 2020 年 4～5 月の児童相談所・市区町村行政の虐待等の対応件数は前年より減少し、学校等からの情報提供も減少するなど、虐待等のケースが潜在化していたのではないかと指摘されています。
- その一方、児童相談所の対応件数は、2020 年 1 月から 6 月までの半年間で 98,814 件に上り、過去最多のペースとなりました。緊急事態宣言等により、家庭に子どもがいることや保護者の在宅勤務、休業や失業、収入減等によるストレス等により、虐待等が増加していたとの指摘もあります。
- またコロナ禍のなか、児童相談所による訪問調査も「感染が不安」等の理由から断られるなど、制約が生じました。支援を必要とする家庭の実態を把握することができないなかで、虐待を判断し一時保護することは難しくなり、また一時保護したとしても十分なアセスメントができない状況もありました。
- コロナ禍により、生活に困窮するひとり親世帯も増えています。「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会 緊急提言」（2020 年 11 月、内閣府）⁸では、「2020 年 4 月には非正規雇用労働者の女性を中心に就業者数は対前月で約 70 万人の減少（男性の約 2 倍）となり、女性の非労働力人口は増加（男性の 2 倍以上）した。DV や性暴力の増加・深刻化、予期せぬ妊娠の増加が懸念され、10 月の女性の自殺者数は速報値で 851 人と、前年同月と比べ増加率は 8 割にも上る」と報告されています。
- また、社会的養護関係施設等を退所して社会のなかで進学、就職した多くの若者が、コロナ禍のなか、失業したりアルバイト先の休業等により働けず経済的に困窮したりとさまざまな影響を受けました。社会的養護関係施設等では、こうした若者に対し、緊急的に支援の手を差し伸べたという報告もありました。

⁸ 内閣府「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会 緊急提言」2020（令和 2）年
<https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/covid-19/siryo/pdf/teigen.pdf>

- 地域のなかの課題を抱える子どもや家族を見守り、支援するために、厚生労働省は2020年5月に「支援対象児童等見守り強化事業」実施要綱を発出し、子育て支援を行う民間団体等（子ども食堂、こども宅食等）のスタッフが、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子どもの家を訪問し、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制を強化することとしました。

◆社会的養護関係施設等への影響

- 社会的養護関係施設等の職員、里親等は、コロナ禍のなか、感染の不安と疲弊を抱えつつ、最大限の感染予防対策をはかりながら、社会的養育を必要とする子どもたちへの支援を続けてきましたが、さまざまな課題が表出しました。
- 2020年3月の全国一斉での休校要請の際には、児童養護施設や母子生活支援施設に入所している子どもたちが日中も学校に行けず施設におり、急遽、職員のシフトを調整し、日中にいる職員を増員し対応したと報告されています。もともと職員の配置基準はこのような危機的な状況を想定していないため、24時間、施設にいる子どもたちに関わるために、休みを返上したり、宿直、夜勤明けに残ってサービス残業するなど、職員に大きな負担をかけながらしのいだとの報告もありました。
- また、休校要請の際の母子生活支援施設においては、就学期の子どもたちは施設にいましたが、母親は就労のため、また就学前の乳幼児は保育所等への通園のため、外出をしており、感染予防のための取り組みが難しかったとの話もありました。
- 児童養護施設や乳児院等では、感染リスクを軽減するため、家族との面会を制限したり、ガラス越しでの面会に制限をせざるを得ない状況になったという報告もありました。
- 一時保護した子どもたちを乳児院や児童養護施設で受け入れるにあたっては、コロナ禍のなかで万が一の感染リスクを軽減するため、子どもを一定期間、別室で受け入れることが必要になります。しかし、施設には一時保護のための余剰スペースが十分ではなく、特定の職員が24時間対応するなど、対応に苦慮したという報告もありました。
- さらに、里親世帯は共働きが42.7%、片働きが37.9%となっています。また里親委託を受けているひとり親世帯も12.9%になります。コロナ禍のなか、外出自粛や学校の休校措置により、在宅勤務への切り替えや休業を余儀なくされた里親も生じたとの報告もありました。

◆コロナ禍対応における政策・制度上の課題

○ このように社会的養護関係施設や保育所では、コロナ禍のなか困難な状況にあっても最大限の感染予防を徹底したうえで、子どもたちの生活を支えてきましたが、高齢者施設や障害者施設の職員に支弁された「慰労金」は対象外とされました。子どもは感染リスクが低いことが主な理由とされましたが、高齢者施設や障害者施設と同様、感染予防を徹底しながら、子どもの育ちを担ってきた社会的養護関係施設、保育所の現場を鑑みると、福祉職員を分断するものであり、課題があります。

○ コロナ禍により措置入所等が減少したことにより、現場では措置費の減収が生じ、職員の処遇の低下などが課題となっています。現行の暫定定員の取り扱いは、事業の継続性に大きな影響をもたらすものであり、見直しが必要です。

さらに、コロナ禍で社会的養護関係施設に支弁されたかかりまし経費(1施設上限800万円、国10/10)に対する都道府県の執行状況に格差が生じており、2021(令和3)年度の各種加算等の補助率の変更にあっても都道府県で格差が生じることが懸念されます。

II. 今後の社会的養護の取り組みの方向性

中間まとめでは、「I. 社会的養護関係施設を取り巻く課題」をふまえ、以下8点にわたり、今後の社会的養護の取り組みの方向性を整理しました。

この取り組みの方向性をもとに、今後、社会的養護関係施設、里親等では取り組みを強化していきませんが、社会的養育推進計画のもとで行われる制度改革の推進は、社会的養護を必要とする当事者の思いをもとに、市区町村、都道府県、国、そして社会的養護関係施設、里親等および当事者団体等が一体的・総合的に取り組んでいかなければ実現できないことです。現段階でも市区町村、都道府県によって、その方向性や水準に格差が生じていることをふまえ、各自治体が行政の責務のもと検証し、改善を図っていくことが重要です。

- (1) 社会福祉法人としての高機能化・多機能化の推進
- (2) 子どもの育ちの継続性の確保
- (3) 専門職の確保と職員配置・処遇の改善
- (4) 子どもの権利擁護と社会的養護関係施設等の質の向上
- (5) 市区町村の機能強化と児童相談所等との連携
- (6) 横断的・総合的な社会的養護関係施設体系の見直し
- (7) 自立支援
- (8) 財源の確保

(1) 社会福祉法人としての高機能化・多機能化の推進

- これからの社会的養護関係施設を有する社会福祉法人は、2016（平成28）年の児童福祉法改正などをふまえ、家庭における養育と里親等への支援を強化していくこと、さらに養育拠点の小規模化・地域分散化等の整備をはかることを求められています。
- その取り組みの方向性として、施設単体としてではなく、社会福祉法人として高機能化・多機能化を図っていくことで、家庭復帰を支援する事業や里親支援事業を担っていくことが期待されています。あわせて、それらの事業を安定的に実施するために義務化し、あわせて必要な財源を確保するよう、国等へ働きかけることが重要です。そのため、各社会的養護関係施設は社会福祉法人として中期経営計画を策定し、高機能化・多機能化をはかること、さらに小規模化・地域分散化等をいっそう計画的に遂行していくことが必要です。
- また、地域の社会福祉法人間の連携も重要になってきます。現在、全国各地で地域公益活動の取り組みを強化するために、社会福祉法人と社協の連携・協働がすすめられています。こうした社会福祉法人の連携・協働の取り組みを地域のなかの課題を抱える子どもやその家族へも広げていくことが大切です。地域のなかの社会福祉法人等の連携・協働をはかり、役割を互いに補完することで、地域のなかで子どもたちの育ちを支える

ことができます。

① 小規模化・地域分散化とこれを支えるマネジメントの強化

- 「家庭養育優先の原則」の実現を図っていくとともに、社会的養育推進計画では、社会的養護関係施設が小規模化・地域分散化をはかることとされています。この転換期に、社会福祉法人として意識改革を行い、主体的に小規模化・地域分散化を計画的に推しすすめていくことが必要不可欠です。
- 社会的養護関係施設の現場においては、一人ひとりの子どもの課題や状態に応じた養育の実践が求められています。養育環境の小規模化にあたっては、子どもが安心して安定できる子どもの居場所づくりと穏やかな生活のリズムの提供が大切です。そのため、子どもと養育を担う職員との信頼関係を築くための関わりがより求められます。
- 社会的養護施設の小規模化・地域分散化にあたっては、専門職の確保と職員体制の拡充が必要です。一人ひとりの職員が安定的に就労継続できるよう、職員が働き続けられる労働環境を整備し、働き方改革に対応していくこと、さらに職員の処遇改善等をはかることが重要であり、そのための条件整備と財源確保が必要です。
- 小規模な養育拠点に、児童指導員と保育士という生活支援の専門職はもとより、心理職、看護職、自立支援職員、OT/PT、栄養士等の特定の専門職を配置・確保することは現実的ではありません。社会福祉法人全体で特定の専門職を確保し、小規模化・地域分散化していく養育拠点に特定の専門職が巡回指導等を行いながら、小規模な養育拠点（グループホーム等）を支援していくことが必要となってきます。
- 小規模化・地域分散化は、グループホームなど養育拠点が地域に点在化し、小規模になることであり、密室化する等の懸念があります。小規模化・地域分散化をすすめるながら、養育実践の質を確保し、子どもの権利擁護を担保していくためには、社会福祉法人全体で統括（インテグレート）し、マネジメントしていくこと、つまりスーパーバイズ機能を高めることが必要不可欠です。
- 2019年度の次世代育成支援対策施設整備交付金に係る採択方針では、①優先的に採択するのは「地域小規模、分園型小規模」、②条件付きで採択は「本体施設と同一敷地内または施設内」、③採択しないのは「大・中・小舎（小規模グループケア以外）の整備」となっています。今後は社会的養護関係施設において、この採択方針を理解し、意識して小規模化・地域分散化とともに、高機能化・多機能化の事業を積極的にはかっていくことで、施設整備費補助を確保していく必要があります。

② ケアニーズの高い子どもとその家族への支援の充実

- ケアニーズの高いケースを、厚生労働省は、
 - ア) 医療的ケアの必要性や行動の問題等の理由から、里親等での養育が困難な場合
 - イ) 家庭内でのトラウマ体験や里親不調を経験するなど、年長の子どもで「家族」や家庭環境に対する拒否感が強い場合であって、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応を必要とするケースなどとしています。

こうしたケアニーズの高い子どもに対しては、その子どものニーズと課題にあわせて生活支援の専門職や特定の専門職の即時の対応を図っていくために、施設形態（本体）として生活単位が集合することもありつつも、できるだけ少人数の生活単位とし、子どもが安心・安定して生活を営める居住空間を整備していくことが必要です。

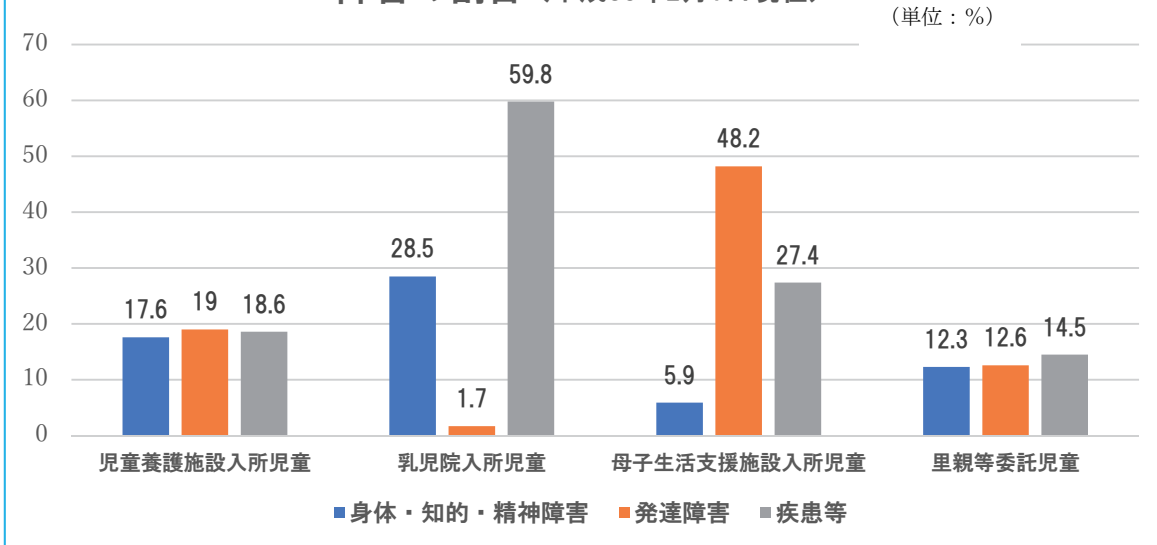
- 全国乳児福祉協議会（以下、全乳協）では、ケアニーズの高い乳幼児と家族の範囲を、
 - ア) 虐待を受けた結果、身体的後遺症がある、あるいは疑いがあり専門的な行動観察、および濃密な看護を必要とする乳幼児
 - イ) 障害や疾病があり、常時の専門的な観察や濃密なケア、医療的ケアが必要な乳幼児
 - ウ) 虐待等不適切な養育の結果、心理・精神的課題を抱え、その対応が難しい乳幼児
 - エ) さらに親の精神疾患、薬物、アルコール中毒、父母間暴力、虐待の危険性などで継続的な支援、見守りを必要とする父母とすべきとの提言を出しています。支援の対象範囲を広げるべきです。

- 子どもと家族の問題が多岐にわたり重篤化しているなかで、ケアニーズの高い子どもと家族の課題に対応していくためには、社会福祉法人として高機能化・多機能化をはかることで、職員の専門性を向上させることが必要です。さらに専門職をチーム体制として拡充し、その機能強化をはかることが必要です。

- また社会的養護関係施設に入所した子どもや里親等に委託された子どもに、近年、障害のある子が増えています。とくに、母子生活支援施設においては、障害のある子どもが約5割と急増し、母親もDV等により厳しい被害を受けているケースも多くなっています。母と子それぞれに支援をしていくことが必要ですが、母子生活支援施設の1施設あたりの平均職員数は約10人であり、職員配置基準の抜本的改善と専門職の配置が必要です。

- 障害のある子どもとその家族への支援のために、社会的養護関係施設、里親等は、児童発達支援センターや障害児入所施設、障害児通所支援事業等との連携をはかり、支援体制を構築していくことが必要です。

社会的養護関係施設入所児童および里親等委託児童の 障害の割合（平成30年2月1日現在）

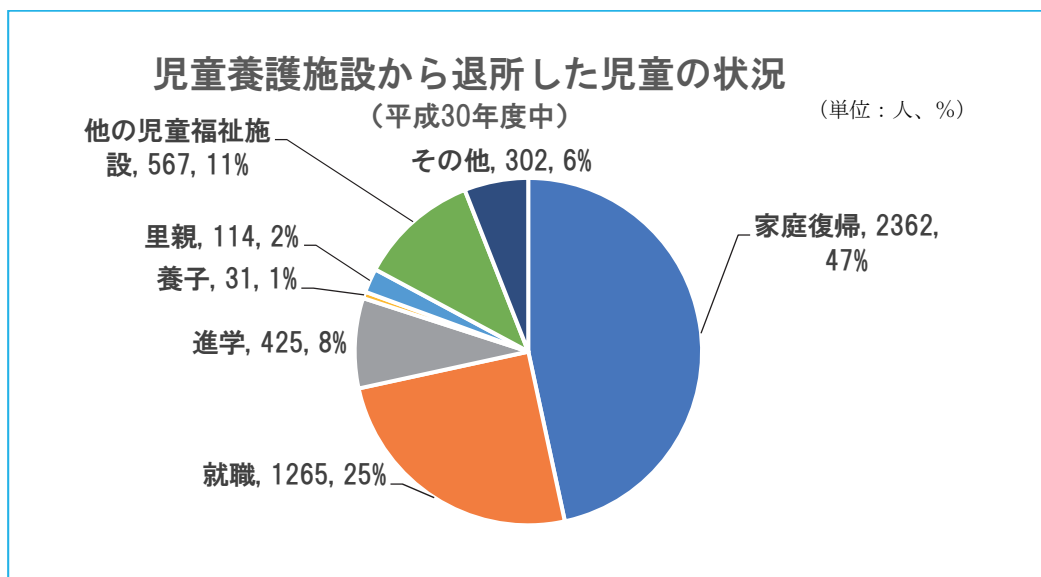


(出典) 厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査の概要」をもとに全社協作成

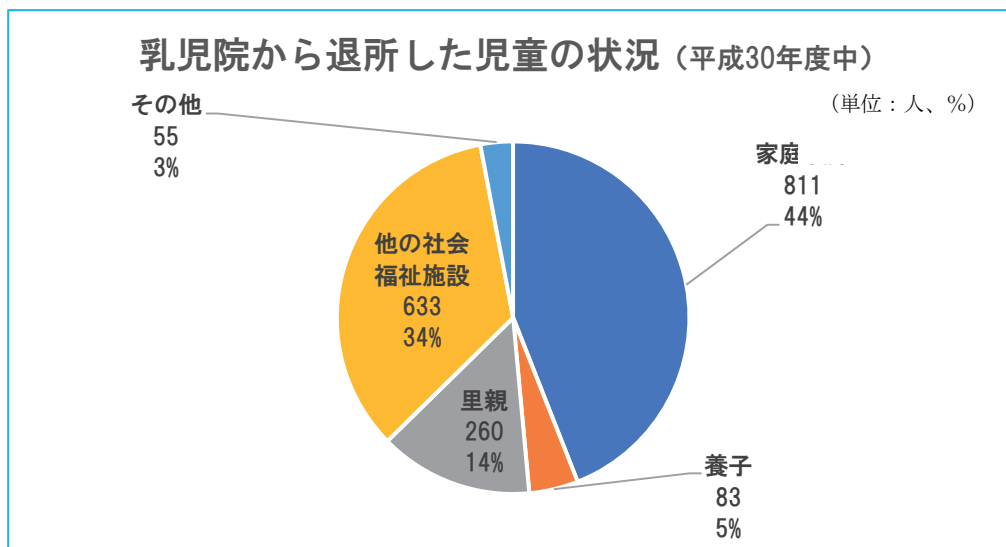
③ 高機能化・多機能化の推進

- 「子どもの最善の利益」にもとづき、社会福祉法人として高機能化・多機能化に取り組み、その役割を果たしていく必要があります。
- 現在の社会的養護関係施設の退所状況をみると、児童養護施設では半数以上が、乳児院については 63%以上が、家庭養育への復帰・里親委託等の家庭養護への移行となっています。すでに、社会的養護関係施設は、家庭における養育と里親等への支援を行っているということが言えます。

児童養護施設から退所した児童の状況



(出典) 厚生労働省「社会的養育の推進に向けて」(令和2年10月)をもとに全社協作成



（出典）厚生労働省「社会的養育の推進に向けて」（令和2年10月）をもとに全社協作成

- 「児童を家族の養護から離脱させることは最終手段とみなされるべきであり、可能であれば一時的な措置であるべきであり、できる限り短期間であるべきである。（中略）児童を親の養護下に戻すことが児童の最善の利益にかなうと判断すべきである」とした国連「児童の代替的養護に関する指針」を実現するために、社会的養護関係施設は、今後、社会福祉法人として、家庭における養育と里親等への支援をさらに拡充していく必要があります。
- 現実として家庭復帰にはリスクが伴います。家庭復帰支援をすすめていくにあたっては、親子関係の理解、復帰への適切な判断と家族機能の補完・回復に向けた取り組みとアフターケアが重要です。子どもとその家族の関係性の再構築、また退所後のアフターケアをすすめるためには、ファミリーソーシャルワークに関する高い専門性を有する職員の確保・養成が必要です。
- 里親等においても、今後は家庭復帰に向けた理解の共有化を図っていくことが必要であり、そのためにも里親等に対する研修等の充実が必要になります。
- 親子の一時保護の受託の促進や予防的な家族支援、アフターケア、さらに育児指導や特定妊婦の受け入れ等においては、とくに母子保健などとの連携・協働も必要です。
- また、母子生活支援施設は、母子家庭の母親の課題（DV、精神疾患、就労、経済的困窮、薬物、性被害等）に対し、退所後のアフターケアも含め、長期的に支援することが必要となっています。さらに、母子家庭の支援においては経済的な困窮等に対応するため福祉事務所が所管になっていますが、母子生活支援施設の入所者の半数以上を占める

DV による心理的虐待を受けた子どもと母親の支援を行うためには、福祉事務所と児童相談所との情報共有等をはかることが不可欠です。

- 里親等への支援を拡充するためには、社会福祉法人の有する機能を発揮し、地域の圏域のなかで社会的養護関係施設と里親等とのネットワークを構築し、連携・協働をすすめていくことが重要です。
- 以上のような視点に立ち、社会福祉法人の高機能化・多機能化の対象として、下記のような事業を社会福祉事業として制度化し、義務的経費による安定的な財政措置を講ずる必要があります。

1)家庭復帰を強化する

- 一時保護
- アセスメント
- 自立支援計画の策定・改定
- 家族再統合支援
- 親子入所支援
- アフターケア・訪問支援

2)里親等への支援を強化する

- フォスタリング事業(普及促進・リクルート事業、里親研修・トレーニング事業、里親委託推進等事業、里親訪問等支援事業)
- 障害児支援

3)自立支援を強化する

- 進学・就職支援
- アフターケア・訪問支援

④ 市区町村の子ども家庭福祉支援拠点の整備の強化

～児童家庭支援センターの積極的な受託

- 地域の子どもたちの育ちを支えるためには、児童養護施設や乳児院、母子生活支援施設等が児童家庭支援センターを積極的に受託・実施していくことも必要です。子育て支援センターのように、児童家庭支援センターも一般型や連携型といった類型をつくり、単独でも職員を雇用し事業が展開できるようにするとともに、社会的養護関係施設においても児童家庭支援センター連携型を設置し、委託を受けられるよう検討することも有用です。
- 地域共生社会の理念のもとに、地域における包括的な子ども家庭福祉支援拠点を最も身近な市区町村で早急に整備していくことが必要です。とくに虐待死亡事例の6割が0～2歳の乳幼児であることをふまえると、子どもと家族が相談支援を受けやすくするた

めに、子ども家庭福祉支援の拠点を全市区町村へ整備することが急がれます。

- 子ども家庭福祉制度における情報の分断と対応の不整合をなくすことも必要です。都道府県行政と市区町村行政の間の対応の不整合をなくすとともに、要保護児童対策地域協議会の機能を活かし、福祉、保健、医療、教育など諸制度の縦割りを解消していくことが必要です。また、地域の子どもと家族の支援に向けて、子ども家庭福祉関係者だけでなく、司法、警察等関係組織・機関、市民団体等が横断的に連携・協働して対応していくことも必要です。

⑤ 里親等への包括的な支援の強化

- 里親の確保、育成は途に就いたばかりです。2019（令和元）年度ของ Fosterling 機関の補助金実績報告では Fosterling 機関の体制整備としては、4 事業（①リクルート、②トレーニング、③委託、④訪問支援）に関して未実施が多く、予算確保も自治体で大きな格差があります。今後、事業や Fosterling 機関の拡充、そして民間委託をすすめていくことが必要です。
- 社会福祉法人が里親等への支援を拡充していくにあたっては、Fosterling 機関の受託をすすめることが必要です。2019（令和元）年度ของ Fosterling 事業実施状況では、児童相談所等自治体直営が 120 か所、社会福祉法人等民間受託が 102 か所（うち社会福祉法人が 51 か所）になっています。これまで社会的養護関係施設等が培ってきた専門性を里親等の支援に活かしていくためにも、社会福祉法人等の民間が積極的に受託することが重要です。
- Fosterling 機関の運営に関する Fosterling 機関同士の情報共有や連絡・調整が必要であり、また Fosterling 機関の「専門性」や「対応力」を引き上げていくためには、その体制の強化と研修等が大切です。Fosterling 機関の平準化や質の向上等を図っていくために、全国的な連絡協議会としての組織化も必要になっています。
- 里親等にとっても、社会福祉法人等との連携・協働が継続していくことで、子ども本人や子どもとの関係性に課題が生じた際に支援を受けることができます。乳児院や母子生活支援施設等は親子支援のノウハウを有していることから、里親等が抱えるさまざまな課題への対応をアドバイスしたり、レスパイト・ケアを実施したりする機能をさらに拡充していくことが必要です。
- 子どもと里親等の関係性に関し、養育「不調」等の状況に至らないようにしていくためにも、Fosterling 機関による、しっかりとしたアセスメントをしたうえでのマッチングと委託後の訪問支援が大切です。そのためには、児童相談所・市区町村行政と Fosterling 機関との連絡・調整が必要となります。

(2) 子どもの育ちの継続性の確保

- 社会的養育が必要な子どもたちへの支援に対しては、子どもの育ちの継続性を考え、地域の社会資源である子ども家庭福祉に関する組織・機関が一体的に対応していくことが必要です。

- 子どもの育ちを継続して支えていくために、母子保健(特定妊婦への支援含め)から、保育、そして社会的養護関係施設や里親等、NPOなどが連携・協働していくことが重要です。社会的養護関係施設等での養育はもとより、子どもたちが家庭に復帰した後や里親に委託された後、そして子どもたちが施設から卒所した後も社会的養護関係施設等が継続して関わり、支援していく取り組みが重要です。

- 子どもたち一人ひとりに「子育て支援プラン」を作成することを検討していく必要があります。子育て支援専門員が児童家庭支援センターに位置づけられ、指導委託を受けた子どものケアプランを作成していくことをさらに実施していくことも必要です。

- 家庭環境の難しさや養育上の課題から社会的養護の支援が長期化する子どもが増えています。

子どもの意思や希望等を十分に聞き取り、社会福祉法人内の乳児院や児童養護施設から、法人内のファミリーホームへ、法人内のフォスターリング機関から里親へ、さらに自立に向けてグループホームや自立援助ホームへとつなげていけるよう、社会福祉法人全体で子どもの育ちを継続して支えていくことを検討する必要があります。

- また、社会的養育ビジョンでは、「在宅のままで支援していくことが適切と判断される虐待やネグレクトのリスクを抱えた家庭など、集中的な在宅支援が必要な家庭への支援は『在宅措置』として、『社会的養護』の一部と位置づけ、児童相談所が児童福祉法第27条第1項第2号に基づく行政処分としての措置に含むものとする。この場合には、実際の支援は市区町村が集中的に行うなど、在宅での社会的養護としての支援を構築し、その方法論を発展させていく必要がある。」と提起されています。支援を必要とする子どもたちの育ちを地域のなかで支えるために、「在宅措置」の具体策を検討していく必要があります。

- 子どもが地域のなかで継続して育っていくためには、地域のなかの関係機関が課題を共有し、総合的視点に立って連携・協働していく必要があります。現在、子ども・子育て会議と要保護児童対策地域協議会は連携していませんが、地域のなかで子どもの育ちを支えていくという視点に立ち、子ども・子育て会議のもとに部会をつくり、この部会と要保護児童対策地域協議会の連携・協働を図っていく必要があります。

(3) 専門職の確保と職員配置・処遇の改善

- 社会的養育を必要とする子どもを適切に支援し、社会的自立につなげていくためには、専門性のある職員の配置の拡充等、抜本的な労働環境、処遇の改善が必要不可欠です。さらに、社会福祉法人として高機能化・多機能化を図っていくために、社会福祉法人に児童福祉司や保育士をはじめとした専門職の配置を拡充させ、専門性の向上を図るとともに、専門職としてのチーム体制を拡充していくことが必要です。
- 子どもを適切に養育していく環境を構築するためには、社会的養護関係施設がその専門性を発揮し、それぞれの子どもにあわせてきちんとアセスメントを行い、自立支援計画を策定し、必要に応じて自立支援計画を見直し、改定していくことが必要です。そのためにも、こうした子どもたちに対して支援を継続して実施できる専門職や特定の専門職の育成が喫緊の課題です。

子どもの最善の利益の保障の観点からアセスメントや自立支援計画への理解、手法の研修等は徹底して行う必要があります。
- 家庭復帰支援をすすめるためには、ファミリーソーシャルワークの専門性のある人材が必要です。また、乳児院や児童養護施設、母子生活支援施設等には障害のある子どもたちの入所も多く、ケアニーズの高い子どもや家庭への支援をすすめるための専門性が課題となっています。専門性のある人材を確保・育成するためには、研修等の人材育成の取り組みが不可欠であり、その財政的な裏付けが必要です。
- 国がすすめている施設の小規模化・地域分散化や高機能化・多機能化に向けては、職員配置の拡充と人材確保が必要不可欠です。

現在の社会的養護関係施設の予算は、加算により里親支援専門相談員や家庭支援専門相談員、基幹職員、心理職、看護師、職業指導員等が配置されていますが、これらを基本配置（正規職員化）とし、小規模化された拠点か所数に応じて複数配置できるようにすることが必要です。また予算項目が多岐にわたり、自治体や社会的養護関係施設等での理解が不十分な状況にあります。包括的な予算設定と柔軟な活用の方途の具体化が必要です。
- フォスタリング機関の財政の安定化の視点も必要です。現在は国と県で 1/2 補助になっており、都道府県によってはフォスタリング機関が担うべき事業やそのための体制確保がされておらず、リクルートや人材養成事業が実施されないまま、里親委託が行われているところもあります。里親委託をすすめるにあたって、フォスタリング機関の事業や人員体制強化は必要不可欠であり、補助率のかさ上げが必要です（2021（令和 3）年度より 2024（令和 6）年度末までを集中取組期間として、補助率を 1/2 から 2/3 にかさ上げ）。

○ さらに緊急時、災害時に、小規模な養育拠点をサポートする体制を社会福祉法人として構築していくことも必要です。

○ 2020（令和元）年には、厚生労働省に「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」が設置されました。このワーキンググループでの検討の結果、2021（令和3）年2月2日には、両論併記の形で「とりまとめ」が公表されています。

社会的養護にかかる資格に関しては、新しい資格をつくるのではなく、保育士を含めた資格の再編を行うべきです。専門的知識・技術を有する資格は、子ども家庭福祉全分野とし、こうした人材を登録し、子どもの権利を守り、質を確保するためにも、義務的な研修を行うとともに更新の仕組みも必要です。

（4）子どもの権利擁護と社会的養護関係施設等の質の向上

○ 社会的養護関係施設や里親等においては、これまで以上に子どもの権利を擁護する取り組みを意識して行うことが必要とされています。子どもの権利条約では、子どもたちに①生きる権利、②育つ権利、③守られる権利、④参加する権利の4原則を保障するよう規定されています。

○ 子どもたちには、病気等で命を奪われないようにすることや、病気やけがをしたときはすぐに医療機関で治療を受けるなど、子どもが生きるために必要な措置が取られることを保障する「生きる権利」があり、また必要な教育を受けながら、健やかに成長していく「育つ権利」があります。また、あらゆる種類の虐待や搾取から子どもを守り、平等に保護される「守られる権利」を有しています。社会的養護関係施設や里親等では、こうした基本的な子どもの権利の保障とともに、子どもの最善の利益とは何かを考え、一人ひとりの子どものニーズにあわせた養育を担っていく必要があります。

○ とくに上述の基本的な子どもの権利の保障とともに、社会的養護関係施設や里親等で今後、意識して行っていくことは、「参加する権利」の保障です。たとえば自立支援計画の作成において、子ども自身の参画を必須とするなど、支援のプロセスに子ども本人の意思や意見が反映される仕組みを構築する必要があります。

○ 施設内虐待の防止や子ども間の性的虐待の防止の取り組み、さらにはLGBTへの配慮等も求められています。社会的養護関係施設を有する社会福祉法人や里親等では、子どもたちの権利を擁護し、子どもたちの育ちを保障するという視点で取り組みを強化していくことが重要です。

- 社会的養護関係施設等の質の向上のために、3年に一度の第三者評価の受審が義務づけられています。2020（令和2）年度は第3期受審期になっていますが（新型コロナウイルス禍により第3期は1年延長され2021年度まで）、評価機関や施設の側の課題もあり、形式化して質の向上のための評価結果になっていないとの指摘もあります。第三者評価事業の意義をあらためて捉え直し、質の向上につなげていくことが必要です。
- さらに里親等が増えていますが、里親等の質の確保をどう図っていくかが課題です。ファミリーホームに関しては第三者評価基準が2012（平成24）年に通知されていますが、2018（平成30）年には1か所の受審にとどまっています。「家庭」であることの難しさはありますが、子どもたちの権利を守るために、密室化しないよう外部の関与のあり方を検討していく必要があります。

（5）市区町村の機能強化と児童相談所との協働

- 現在の被虐待児の急増や深刻化等に対し、児童相談所は初期対応に追われており、現実として子どもたちの保護、支援等の役割まで十分に果たすことは難しい状況下にあります。
- 子どもたちの育ちを地域で支えるためには市区町村の機能強化が重要です。保護を必要とする子どもを市町村が児童相談所と協働して支援していく仕組みを構築する必要があります。子どもと家族の課題の芽が小さいうちに発見し、支援を必要としている家庭に支援を開始していくという積極的な関与が必要です。

そのためにも、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するとともに、児童家庭支援センターの設置を促進し、機能を強化していく必要があります。
- 児童相談所のあり方が国で検討されていますが、児童相談所が対応する適正人口はどのくらいか、そのために体制をどう構築するのかなど、さまざまな観点で検討すべきです。

今後は、児童相談所は相談を受け付ける受付機能と虐待家庭への介入機能、そして社会福祉法人等、民間機関による支援を管理統括する機能に特化し、フォスタリングや一時保護児の養育、アセスメント、自立支援計画の策定・改定、アフターケア、自立支援等の事業を、民間機関（社会福祉法人やNPO等）の事業とし、連携・協働していくことが必要です。
- 児童相談所の心理職が虐待通告対応に追われていて、地域のなかに出ていけないことも課題です。心理職のもっている専門性を地域にどう還元していけるのか検討するとともに、増員をはかることが必要です。

- 福祉事務所と児童相談所の連携がなく情報が共有されていないことにより、子どもが虐待等で一時保護された家庭において母親がDV被害を受けているかどうか等の確認がなく、母子生活支援施設の支援対象となるべきDV被害者や精神障害のある母子が母子生活支援施設に措置されないケースも生じています。また措置控え等により、母子生活支援施設に措置されるべき母子家庭などが民間アパートなどを紹介されるケースもあります。福祉事務所と児童相談所の連携・協働を図っていくことが必要です。

(6) 横断的・総合的な社会的養護関係施設体系の見直し

- 今後、社会的養育推進計画の推進のもと、里親等への委託がすすんでいくとすると、多くの社会的養護関係施設では定員規模を縮小していかざるを得ないといった環境変化が想定されます。そのため、10年にわたって社会的養育推進計画を具体化していくなかで、社会的養護関係施設は自らの法人の経営課題に向き合い、今後の施設の役割・機能に対する方向性を打ち出しながら、計画的な取り組みを図っていくことが求められます。
- 将来にわたる社会的養護を取り巻く状況を見据え、横断的・総合的に施設体系のあり方を見直していく必要があります。全国児童養護施設協議会（以下、全養協）、全乳協では改正児童福祉法への取り組みの方向性と課題を整理するため特別検討会を設置し、報告をまとめました。いずれも、改正児童福祉法の理念を現場実践にて実現していくとしており、その方向性は重なっています。
- 全乳協では、「『乳幼児総合支援センター』をめざして」（乳児院の今後のあり方検討委員会 報告書、2019（令和元）年9月）のなかで「乳幼児総合支援センター」の実現を掲げています。また、社会的養育ビジョンの工程においても、2021（令和3）年を目途に乳児院の名称変更を行うことが記載されています。「乳幼児総合支援センター」の実現を働きかけていくことで、相談支援のアクセスを高め、スティグマを解消することができます。
- 全養協では、「今後の児童養護施設に求められるもの」（児童養護施設のあり方に関する特別委員会 第1次報告、2019（令和元）年11月）のなかで、施設の高機能化と多機能化の取り組みを提起しています。子ども一人ひとりの育ちなおしの保障と自立支援の個別養育機能、人材育成をはじめとする支援拠点機能、そして予防的支援やフォスターリングなどの地域支援機能を、施設として推進していくことを掲げています。
- 社会福祉法人の取り組みを評価し、アセスメントや自立支援計画の策定などのソーシャルワーク系の事業に財政的配分を厚くするなど、インセンティブを図っていくことを検討する必要があります。その際には、家庭復帰率や里親委託率だけで施設を評

価するのではなく、施設職員の定着やキャリアアップを図っていくための仕組みを構築することが必要です。

そのためには、措置費による財政支援について、高機能化・多機能化等のパフォーマンスに応じた支弁と人件費等の固定費をカバーするための支弁をバランスよく組み合わせるとともに、全体を義務的経費によって安定的な財政措置とすることが必要です。

- 今後、社会的養護関係施設等の体系を見直す際には、障害児施設もあわせて考えていく必要があります。社会的養護関係施設や里親等の障害児支援の体制を確保し、専門性を高めていくことが重要です。また、児童心理治療施設や児童自立支援施設、自立援助ホームをどう位置づけていくか、あわせて検討していくことも必要です。

(7) 自立支援

- 子どもたちの自立後の進路を考えていくためには、子どもの意思を尊重し、その子どもの社会への適応力、家族との関係性等を十分に考慮し、最善の選択ができるように支援していくことが必要です。また利用可能な社会資源に関する情報を提供するとともに、各種手続きに対する支援などを行っていくことも必要です。
- とくに、家族との関係のなかで、もっとも信頼すべき親から虐待を受けたこと等により、自尊感情と自己有用感が低い子どもも多く、社会のなかで自分らしく生きていくまでに時間がかかるケースが多くなっています。

退所に向けたリービングケアとともに、退所後等の社会的養護関係施設等の継続的なアフターケアの支援が必要であり、気軽に相談でき、支援してもらえるという安心感のもてる関係を構築するとともに、退所児童を緊急的に施設で受け入れ、支援していくことのできる仕組みを拡充していくことが必要です。
- 2019（令和元）年度の児童養護施設の退所後の状況をみると、就職は62.9%、大学・短大への進学は14.0%となっており、全高卒者の大学・短大への進学率の51.9%とまだ大きな格差があります⁹。とりわけ、就職したものの非正規雇用を余儀なくされたり転職を繰り返したりする子どもに対する継続的な支援は重要であり、社会的養護関係施設等を有する社会福祉法人が支援を継続していくことが必要です。
- さらに、里親等から進学・就労していく子どもに対する自立支援やアフターケアを行うために、フォスターリング機関に担当職員を配置し、委託解除前から継続的に支援を行うことが必要です。

⁹ 厚生労働省「社会的養育の推進に向けて」2020（令和2）年10月

(8) 財源の確保

- 社会的養護の財源が十分確保できていないことは課題です。2020（令和2）年度の措置費では、入所施設措置費等は1,153億円、里親委託費は129億円となっていますが、入所施設措置費は換算すると1人あたり年間250万円（1/2補助）です。
- 2015（平成27）年のOECDレポート（Social Expenditure Database）によると、日本の家族関係支出はGDP比1.36%となっており、アメリカよりは高いものの、欧州各国と比較しても低い水準にとどまっています。家族関係支出の多くは、児童手当の給付であり、日本では子ども家庭福祉、さらに社会的養育が必要な子どもへの財政的支援は弱いのが実態です。
- 社会的養育推進計画を具体化していくためには、財源確保が必要不可欠です。5年前に政策目標で示された「子ども・子育て支援新制度で1兆円確保する」としたうちの3,000億円はいまだ確保されていません。2021（令和3）年度の国費ベースが虐待予防の増額で1900億円に引き上げられたことは歓迎すべきことですが、施設、里親等に対する予算は2020（令和2）年どおりとなっており、さらなる確保が必要です。

Ⅲ. 今後に向けて

- これまで記載してきたように、今後の社会的養護関係施設や里親等においては、これまで同様、子どもの育ちを支え、自立できるよう支援していくとともに、社会福祉法人として各都道府県の社会的養育推進計画のもとに、高機能化・多機能化、小規模化・地域分散化をどう図っていくのか、主体的にその取り組みを実行していくことが必要です。
- 今後も社会的養育推進計画について、十分な検証を重ねていくことが必要です。厚生労働省では、2021（令和3）年度予算において、「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン（仮称）」を予算化し、社会的養育推進計画の中間年にあたる2024（令和6）年度までを「集中取組期間」として、里親等への委託と施設の地域分散化等を加速化するとしています。

各都道府県、市町村の社会的養護関係者は、社会的養育推進計画のこの加速化プランによる各都道府県の取り組み状況を注視するとともに、今後の改定に向けて、引き続き働きかけを行い、行き場のない子どもが生じないように取り組んでいくことが必要です。
- 子どもとその家族の抱える課題は、地域のなかにおける生活課題や福祉ニーズ等に対する発露です。地域共生社会やSDGs「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」づくりを推進するなかで、高齢者や障害者、生活困窮者等への支援

とともに、地域のなかで、子どもやその家族も一体的に支援を行う包括的な支援体制を、社協や関係団体等の連携・協働のもと、構築していくことが必要です。

- 2022年に予定されている児童福祉法改正に向けて、子どもの最善の利益に基づき、提言していくべき事項を整理していく必要があります。また、社会的養護関係施設等の今後の役割・機能に関する各論については、それぞれの協議会組織において検討していく必要があります。さらに、検討にあたっては、各組織での検討とともに、教育機関も含め、すべての子どもに関する関係機関の連携を図っていく必要があります、どのように連携・協働していくのか、それぞれの立場で検討していくことが必要です。
- 日本の未来を担う子どもの育ちを横断的・継続的に支援するためには、都道府県事業と市町村事業の一体的な運営が必要です。さらに国の子ども家庭福祉施策が、厚生労働省、文部科学省、内閣府に分かれており、それぞれの連携・協働が不十分です。全社協では、かねてより権限を一元化していくべきと主張してきましたが、将来的には一元化するために「子ども家庭省（仮称）」の設置を検討することが必要です。
- この中間まとめは、広く社会的養護分野関係組織（者）に意見・要望を求めるために公表するものです。今後、さらに社会的養護分野関係組織（者）等からの意見をふまえ、検討を重ねたうえで、2021年秋には最終報告を取りまとめることを予定しています。

全国社会福祉協議会 政策委員会
社会的養護関係施設が担う役割・機能に関する検討会 名簿

(敬称略)

(委員長)

学識	柏女 霊峰	淑徳大学	教授
学識	増沢 高	子どもの虹情報研修センター	研究部長
学識	藤井 康弘	全国家庭養護推進ネットワーク	代表幹事
	高橋 誠一郎	全国児童養護施設協議会	副会長
	横川 哲	全国乳児福祉協議会	副会長
	村上 幸治	全国母子生活支援施設協議会	副会長
	河内 美舟	全国里親会	会長
	北川 聡子	日本ファミリーホーム協議会	会長
	橋本 達昌	全国児童家庭支援センター協議会	会長
	渡邊 守	NPO 法人キーアセット	代表

【オブザーバー】

全国児童養護施設協議会 会長 桑原 教修
 全国乳児福祉協議会 会長 平田 ルリ子
 全国母子生活支援施設協議会 会長 菅田 賢治

(検討経過)

- 2020 (令和2) 年 8 月 5 日 第 1 回社会的養護関係施設が担う役割・機能に関する検討会
 ・「社会的養護関係施設が担う役割・機能に関する検討会」
 論点に関する検討について
- 2020 (令和2) 年 10 月 23 日 第 2 回社会的養護関係施設が担う役割・機能に関する検討会
 ・子ども家庭福祉の主な動向と課題
 ・第 1 回検討会における主な意見等について
 ・テーマ別検討会における追加の検討課題について
- 2020 (令和2) 年 12 月 7 日 第 3 回社会的養護関係施設が担う役割・機能に関する検討会
 ・これまでの検討を踏まえた議論の骨格について
- 2021 (令和3) 年 1 月 20 日 第 4 回社会的養護関係施設が担う役割・機能に関する検討会
 ・中間まとめ(素案)について
- 2021 (令和3) 年 2 月 8 日 第 5 回社会的養護関係施設が担う役割・機能に関する検討会
 ・中間まとめ(案)について

社会的養護関係施設が担う役割・機能に関する検討会 中間まとめ（概要） 2021.3.8公表

《今後の社会的養護の取り組みの方向性》

社会的養護関係施設等は、児童福祉法（2016年改正）や「新しい社会的養育ビジョン」（2017年8月2日）、そして都道府県社会的養育推進計画により、これまで以上に家庭における養育と里親等への支援を強化していくこと、さらに養育拠点の小規模化・地域分散化等の整備をはかることを求められている。



今後、社会的養護関係施設等は、下記8点に基づき、社会福祉法人として中期経営計画を策定し、高機能化・多機能化をはかること、小規模化・地域分散化をいっそう計画的に遂行していくことが必要。

- (1) 社会福祉法人としての高機能化・多機能化の推進
- (2) 子どもの育ちの継続性の確保
- (3) 専門職の確保と職員配置・処遇の改善
- (4) 子どもの権利擁護と社会的養護関係施設等の質の向上
- (5) 市区町村の機能強化と児童相談所等との連携
- (6) 横断的・総合的な社会的養護関係施設体系の見直し
- (7) 自立支援
- (8) 財源の確保



《今後に向けて》

- 今後も社会的養育推進計画について、十分な検証を重ねていく。
- 2022年に予定されている児童福祉法改正に向けて、子どもの最善の利益に基づき、提言していくべき事項をさらに整理していく。
- 「子ども家庭省（仮称）」の設置も含めて提言していく。
- この「中間まとめ」をもとに社会的養護関係者等の議論を喚起し、その意見等をふまえ、2021年秋頃に最終報告を取りまとめる（予定）。

《取り組みの8つの方向性》

(1) 社会福祉法人としての高機能化・多機能化の推進

社会的養護関係施設は、社会福祉法人として、下記視点に立ち、高機能化・多機能化を推進していく。

- ①小規模化・地域分散化とこれを支えるマネジメントの強化
- ②ケアニーズの高い子どもとその家族への支援の充実
- ③高機能化・多機能化の推進

1) 家庭復帰を強化する

- 一時保護
- アセスメント
- 自立支援計画の策定・改定
- 家族再統合支援
- 親子入所支援
- アフターケア・訪問支援

2) 里親等への支援を強化する

- フォスタリング事業（普及促進・リクルート事業、里親研修・トレーニング事業、里親委託推進等事業、里親訪問等支援事業）
- 障害児支援

3) 自立支援を強化する

- 進学・就職支援
- アフターケア・訪問支援

- ④市区町村の子ども家庭福祉支援拠点の整備の強化
～児童家庭支援センターの積極的な受託
- ⑤里親等への包括的な支援の強化

(2) 子どもの育ちの継続性の確保

○子どもの育ちの継続性を確保するためには、地域の社会資源である子ども家庭福祉に関する組織・機関が一体的に対応していくことが必要。

➡母子保健（特定妊婦への支援を含め）から、保育、社会的養護関係施設、里親等、NPO等が連携・協働していくことが必要。

○社会的養育が必要な子どもたちが、里親等に委託、または施設から卒所した後も継続して社会的養護関係施設等が関わり、支援していく取り組みが重要。

(3) 専門職の確保と職員配置・処遇の改善

- 高機能化・多機能化等の推進にあたっては、専門性のある職員の確保、職員配置の拡充と抜本的な労働環境・処遇の改善が必要不可欠。
- アセスメントや自立支援計画の策定・改定を行うことのできる専門職やファミリーソーシャルワーカーの専門性のある職員の育成が必要であり、そのための研修等の取り組みが大切。

(4) 子どもの権利擁護と社会的養護関係施設等の質の向上

- これまで以上に子どもの権利を擁護する取り組みを意識して行うことが必要。
- 基本的な子どもの権利の保障とともに、今後はとくに「参加する権利」の保障を意識して行っていくことが求められる。支援のプロセスに子どもの本人の意思や意見が反映される仕組みを構築する必要がある。

(5) 市区町村の機能強化と児童相談所との協働

- 子どもの育ちを地域で支えるためには市区町村の機能強化が必要。地域の中なかで課題が小さいうちに、支援を必要とする子どもや家庭に支援をはじめめる積極的な関与が求められる。
- 児童相談所の機能を相談を受け付ける機能と虐待家庭への介入機能、社会福祉法人等、民間機関による支援を管理統括する機能に特化し、フォスタリングや一時保護児の養育、アセスメント、自立支援計画の策定・改定、アフターケア、自立支援等の事業を民間機関の事業とし、連携・協働をしていくように転換していくことを提案。

(6) 横断的・総合的な社会的養護関係施設体系の見直し

- 将来にわたる社会的養護を取り巻く状況を見据え、横断的・総合的に社会的養護関係施設の施設体系を見直すことが必要。
- 措置費による財政支援について、高機能化・多機能化等のパフォーマンスに応じた支弁と人件費等の固定費をカバーするための支弁をバランスよく組み合わせるとともに、全体を義務的経費によって安定的な財政措置とすることが必要。

(7) 自立支援

○退所に向けたリーディングケアとともに、退所後等の社会的養護関係施設等の継続的なアフターケアの支援が必要であり、気軽に相談でき、支援してもらえという安心感をもてる関係を構築するとともに、退所児童を緊急的に施設で受け入れ、支援していくことのできる仕組みを拡充していくことが必要。

(8) 財源の確保

○社会的養育推進計画を具体化していくためには、財源確保が必要不可欠。社会的養護関係施設、里親等への財源のさらなる確保が必要。

1 設置の趣旨

改正児童福祉法が謳う理念の実現に向け、社会的養護を必要とする一人ひとりの子どもや家族に適切な支援が届く重層的な施策の構築が求められる。社会的養護関係施設の役割・機能の整理を行い、今後の取り組みの方向性への理解促進を図ること、そしてその検討の結果を踏まえ関係機関への提言・要望を行うことを目的に、全社協・政策委員会のテーマ別検討会として標記検討会を設置し、検討を行った。

2 主な検討項目

- ・ 社会的養護関係施設を取り巻く課題の整理
- ・ 今後の社会的養護の取り組みの方向性
- ・ 社会的養護関係施設が担う役割・機能について 等

3 構成員 (敬称略)

委員長	柏女 霊峰	淑徳大学教授	
	増沢 高	子どもの虹情報研修センター研究部長	全国児童養護施設協議会 会長 桑原 教修
	藤井 康弘	全国家庭養護推進ネットワーク代表幹事	全国乳児福祉協議会 会長 平田 ルリ子
	高橋 誠一郎	全国児童養護施設協議会副会長	全国母子生活支援施設協議会 会長 菅田 賢治
	横川 哲	全国乳児福祉協議会副会長	
	村上 幸治	全国母子生活支援施設協議会副会長	
	河内 美舟	全国里親会会長	
	北川 聡子	日本ファミリーホーム協議会会長	
	橋本 達昌	全国児童家庭支援センター協議会会長	
	渡邊 守	NPO法人キーアセット代表	

【オブザーバー】

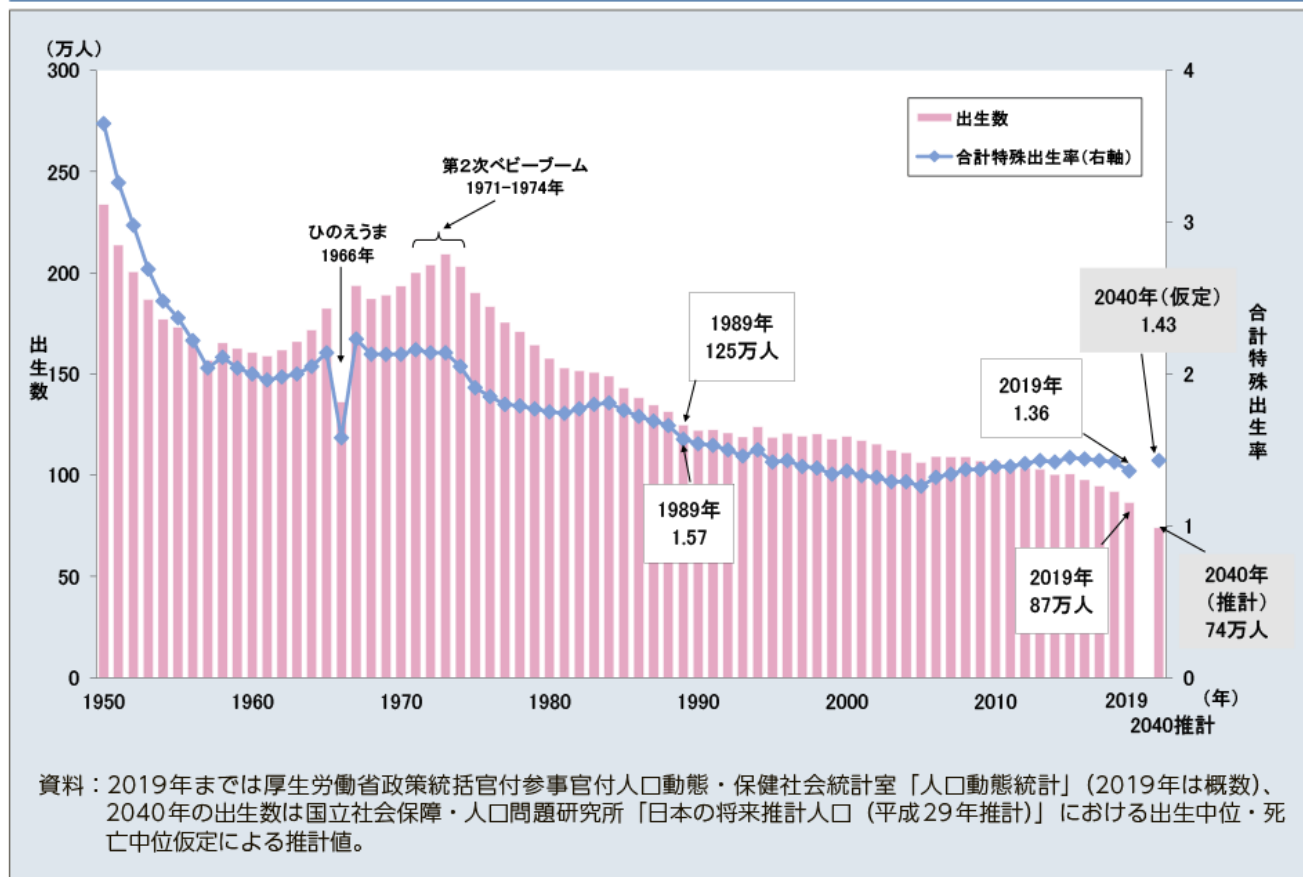
全国児童養護施設協議会 会長 桑原 教修
 全国乳児福祉協議会 会長 平田 ルリ子
 全国母子生活支援施設協議会 会長 菅田 賢治

4 検討スケジュール

(第1回)	2020年 8月 5日	「社会的養護関係施設が担う役割・機能に関する検討会」論点に関する検討について 子ども家庭福祉の主な動向と課題、第1回検討会における主な意見等について、 追加の検討課題について これまでの検討を踏まえた議論の骨格について 中間まとめ(素案)について 中間とりまとめ案について
(第2回)	2020年10月23日	
(第3回)	2020年12月 7日	
(第4回)	2021年 1月20日	
(第5回)	2021年 2月 8日	

参 考 资 料

出生数、合計特殊出生率の推移



出典：「令和2年度厚生労働白書」厚生労働省

止まらない少子化

年	時代の背景	出生数	合計特殊出生率	
1949	第1次ベビーブーム	2,696,638人	4.32	2025年⇒75歳以上
1973	第2次ベビーブーム	2,091,983人	2.14	2040年⇒65歳以上
1989	少子化1.57ショック	1,246,802人	1.57	少子化対策の検討開始
2005	合計特殊出生率の最低下	1,062,530人	1.26	
2019	90万人割れ 過去最少	865,234人	1.36	政府の希望合計特殊出生率 1.8

《各国の合計特殊出生率（2018年）》

国	合計特殊出生率
フランス	1.88
スウェーデン	1.76
アメリカ	1.73
イギリス	1.68
ドイツ	1.57
日本	1.42
イタリア	1.29

(全社協作成)

「新しい社会的養育ビジョン」にいたる政策動向

1. 2007(平成19)年11月22日 「社会的養護体制の充実を図るための方策について」
社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書
2. 2011(平成23)年7月11日 「社会的養護の課題と将来像」
児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・
社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ
3. 2012(平成24)年8月22日 子ども・子育て関連3法の公布(平成27年4月施行)
(※2014(平成26)年12月24日 第3次安倍内閣発足 塩崎泰久厚生労働大臣就任)
4. 2015(平成27)年3月20日 「少子化社会対策大綱」(閣議決定)
⇒ 1. 重点課題～児童虐待の防止、社会的養護の充実
5. 2015(平成27)年6月30日 「経済財政運営と改革の基本方針2015について(骨太の方針2015)」
6. 2015(平成27)年8月28日 社会保障審議会児童部会・児童虐待防止対策のあり方に関する
専門委員会報告書
7. 2016(平成28)年3月10日 「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」報告(提言)
8. 2016(平成28)年6月3日 「児童福祉法等の一部を改正する法律」公布(平成28年法律第63号)
9. 2017(平成29)年8月2日 「新しい社会的養育ビジョン」
(新たな社会的養育の在り方に関する検討会報告)
10. 2017(平成29)年10月25日 社会保障審議会児童部会「社会的養育専門委員会」の設置

(全社協作成)

児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)の概要

(平成28年5月27日成立・6月3日公布)

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士を配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県(児童相談所)の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県(児童相談所)の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

(検討規定等)

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日(1、2(3)については公布日、2(2)、3(4)(5)、4(1)については平成28年10月1日)

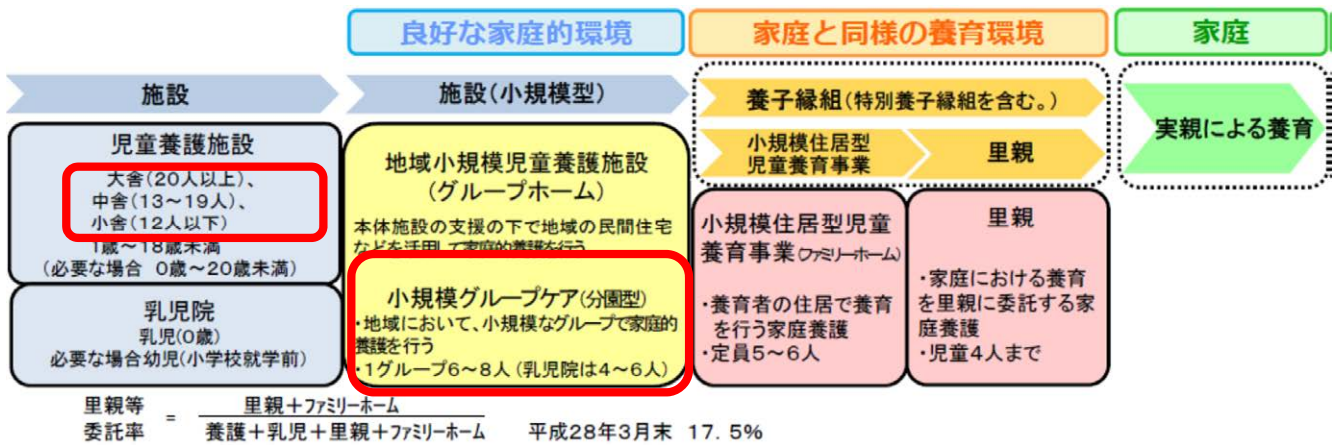
出典：厚生労働省

改正児童福祉法（平成28年6月3日施行）における社会的養育体制

○ 国・地方公共団体（都道府県・市町村）の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。

- ① まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
- ② 家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
- ③ ②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。

※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。



出典：厚生労働省に基づき全社協作成

国連「子どもの権利に関する委員会」 日本政府に対する提案と勧告 CRC/15/Add.90 1998年6月（抜粋）

39. 委員会は、締約国に対し、特別な支援、ケアおよび保護を必要としている子どもたちに対して家庭環境に代わるものを提供するために設置された構造を強化するための措置をとるよう勧告する。

45. (前略) 委員会は、家庭、ケアのための施設 およびその他の施設における体罰を法律で禁止するよう勧告するものである。

(外務省仮訳、抜粋は全社協)

国連：子どもの権利委員会 一般的意見7号 2005年9月
「乳幼児期における子どもの権利の実施」

- 「乳幼児期」の作業定義は、すべての乳幼児であり、すなわち、出生から乳児期全体、就学前の時期および学校への移行期を含むものとする。
- 乳幼児は、条約に掲げられたすべての権利の保有者である。乳幼児は、特別な保護措置の対象とされ、かつ、その発達しつつある能力にしたがって自己の権利を漸進的に行使する資格を有する。
- 出生から8歳までの時期を、乳幼児期の適当な作業定義として提案する。
- 乳幼児は、身体および神経系の成熟、可動性、コミュニケーション・スキルおよび知的能力の増加、ならびに、関心および能力の急速な転換という面で、人間のライフスパンのなかでもっとも急速な成長と変化の時期を経験する。
- 子どもに関わるあらゆる行動において子どもの最善の利益が第一義的に考慮されなければならないとの原則を定めている。
- おとなが、子ども中心の態度をとり、乳幼児の声に耳を傾けるとともに、その尊厳および個人としての視点を尊重することが必要とされる。おとなが、乳幼児の関心、理解水準および意思疎通の手段に関する好みにあわせて自分たちの期待を修正することにより、忍耐と創造性を示すことも必要である。

(外務省仮訳、抜粋・下線は全社協)

第三委員会報告(A/64/434)に関する国連総会採択決議
64/142. 「児童の代替的養護に関する指針」

第65回全体会議 2009年12月18日

II. 一般原則とその家族

A. 児童とその家族

3. 家族は社会の基本的集団であると同時に、児童の成長、福祉及び保護にとって自然な環境であるため、**第一に、児童が両親（又は場合に応じてその他の近親者）の養護下で生活できるようにし、又はかかる養護下に戻れるようにすることを目指して活動すべきである。国は、家族がその養護機能に対する様々な形態の支援を受けられるよう保障すべきである。**

14. **児童を家族の養護から離脱させることは最終手段とみなされるべきであり、可能であれば一時的な措置であるべきであり、できる限り短期間であるべきである。離脱の決定は定期的に見直されるべきであり、離脱の根本原因が解決され又は解消した場合、下記第49項で予定される評価に沿って、児童を親の養護下に戻すことが児童の最善の利益にかなうと判断すべきである。**

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課(名称は当時) 仮訳、抜粋は全社協)

B. 代替的養護

22. 専門家の有力な意見によれば、**幼い児童、特に3歳未満の児童の代替的養護は家庭を基本とした環境で提供されるべきである。**この原則に対する例外は、兄弟姉妹の分離の防止を目的とする場合や、かかる代替的養護の実施が緊急性を有しており、又はあらかじめ定められた非常に限られた期間である場合であって、引き続き家庭への復帰が予定されているか、又は結果として他の適切な長期的養護措置が実現する場合であろう。
23. 施設養護と家庭を基本とする養護とが相互に補完しつつ児童のニーズを満たしていることを認識しつつも、大規模な施設養護が残存する現状において、かかる施設の進歩的な廃止を視野に入れた、明確な目標及び目的を持つ全体的な脱施設化方針に照らした上で、代替策は発展すべきである。かかる目的のため各国は、個別的な少人数での養護など、児童に役立つ養護の質及び条件を保障するための養護基準を策定すべきであり、かかる基準に照らして既存の施設を評価すべきである。公共施設であるか民間施設であるかを問わず、施設養護の施設の新設又は新設の許可に関する決定は、この脱施設化の目的及び方針を十分考慮すべきである。

C. 施設養護

125. 国又は地方の所轄当局は、かかる施設へは適切な入所のみが認められるよう、厳格な選抜方法を設けるべきである。

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課(名称は当時) 仮訳、抜粋・下線は全社協)

国連：子どもの権利委員会 2010年6月20日の勧告 第3回日本政府報告書審査 最終所見

親の養護のない児童

52. 委員会は、**親の養護のない児童を対象とする家族基盤型の代替的児童養護についての政策の不足、家族による養護から引き離された児童数の増加、小規模で家族型の養護を提供する取組にかかわらず多くの施設の不十分な基準、代替児童養護施設において広く虐待が行われているとの報告に懸念を有する。**この点に関し、委員会は、残念ながら広く実施されていない通報制度の確立に留意する。委員会は、里親が義務的研修を受けていることや引き上げられた里親手当を受けていることを歓迎するが、一部の里親が財政的に支援されていないことに懸念を有する。

(外務省仮訳、抜粋は全社協)

新しい社会的養育ビジョン

(「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」 平成29年8月2日とりまとめ公表)

経緯

平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定された。この改正法の理念を具体化するため、厚生労働大臣が参集し開催された有識者による検討会(※)で「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられた。

※「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」(座長：国立成育医療研究センター奥山眞紀子こころの診療部長)

ポイント

①市区町村を中心とした支援体制の構築、②児童相談所の機能強化と一時保護改革、③代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、④永続的解決(パーマナンス保障)の徹底、⑤代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底などをはじめとする改革項目について、速やかに平成29年度から着手し、目標年限を目指し計画的に進める。

これらは子どもの権利保障のために最大限のスピードをもって実現する必要があり、その工程において、子どもが不利益を被ることがないように、十分な配慮を行う。

<工程で示された目標年限の例>

- 遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関連業の整備を確実に完了する。
- 愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する(平成27年度末の里親委託率(全年齢)17.5%)。
- 施設での滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内。(特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則とする。)
- 概ね5年以内に、現状の約2倍である年間1000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図る。

出典：厚生労働省

都道府県社会的養育推進計画の策定要領<概要>

資料1-1

1. 今回の計画策定の位置付け

- 「社会的養護の課題と将来像」を基に、各都道府県で行われてきた取組については全面的に見直し、子どもの権利保障のために、できるだけ早期に、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められている。
- その過程においては、子どもの最善の利益を念頭に、すべての子どもが健全に養育される権利を持っていることを十分踏まえ、子どもが不利益を被ることがないように、十分な配慮が必要である。そのような取組が計画的かつ速やかに進められるよう、2019年度末までに策定する新たな計画について、国として、策定要領を示すものである。

2. 基本的考え方

- 今般の見直しの対象は、在宅での支援から特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育や自立支援などが網羅されている。これらの項目すべては緊密につながっており、一体的かつ全体的な視点をしっかりと持って進めていく必要がある。
- 都道府県や市区町村、特別養子縁組の養親、里親、乳児院等の児童福祉施設などの関係者に抜本的な改正となる平成28年改正児童福祉法の理念等が徹底されるとともに、何よりも子ども達の最善の利益のために着実に進めていくことが必要である。
- 各都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び国における目標を十分に念頭に置き、計画期間中の具体的な数値目標と達成期限を設定し、その進捗管理を通じて、取組を強化する。
- 国においては、毎年、各都道府県における計画の取組及び「評価のための指標」等をとりまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行い、公表するとともに、進捗の検証を行って取組の促進を図る。
- 今後、都道府県の計画が着実に実施できるよう、様々な施策に必要な財政支援の在り方が課題となってくる。厚生労働省としては、これらの課題への対応について、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。

3. 都道府県推進計画の記載事項

- | | |
|------------------------------------|---|
| (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像 | (6) パーマナンス保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組 |
| (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー) | (7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 |
| (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組 | (8) 一時保護改革に向けた取組 |
| (4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み | (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組 |
| (5) 里親等への委託の推進に向けた取組 | (10) 児童相談所の強化等に向けた取組 |
| | (11) 留意事項 |

出典：厚生労働省

児童相談所での児童虐待相談対応件数とその推移

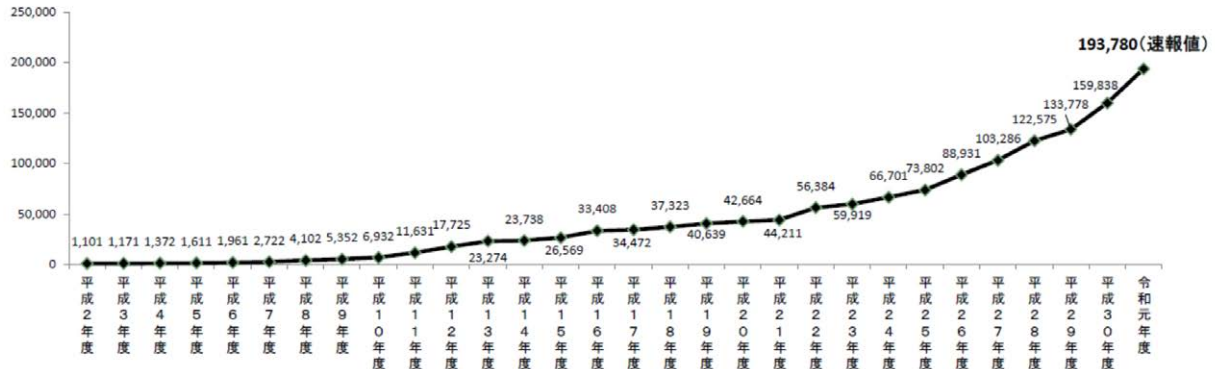
1. 令和元年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数

令和元年度中に、全国215か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は193,780件（速報値）で、過去最多。

※ 対前年度比+21.2%（33,942件の増加）

※ 相談対応件数とは、令和元年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数。

2. 児童虐待相談対応件数の推移



年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(速報値)
件数	42,664	44,211	注 56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780
対前年度比	+5.0%	+3.6%	-	-	+11.3%	+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%

（注）平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

3. 主な増加要因

○ 心理的虐待に係る相談対応件数の増加（平成30年度：88,391件→令和元年度：109,118件（+20,727件））

○ 警察等からの通告の増加（平成30年度：79,138件→令和元年度：96,473件（+17,335件））

（平成30年度と比べて児童虐待相談対応件数が大幅に増加した自治体からの聞き取り）

○ 心理的虐待が増加した要因として、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案（面前DV）について、警察からの通告が増加。

出典：「令和元年度児童相談所での児童虐待相談対応件数<速報値>」厚生労働省

児童虐待相談対応件数およびDV相談件数は増加

児童相談所での児童虐待相談対応件数

	平成21年度	令和元年度(速報値)
総数	42,664件	193,780件
身体的虐待	16,343(38.3%)	49,240(25.4%)
ネグレクト	15,905(37.3%)	33,345(17.2%)
性的虐待	1,324(3.1%)	2,077(1.1%)
心理的虐待	9,092(21.3%)	109,118(56.3%)
一時保護児童数	26,829件	46,497(H30)

出典：厚生労働省資料に基づき全社協作成

配偶者暴力相談支援センターのDV相談件数

	平成21年度	平成30年度
総数	68,196件	114,481件

出典：内閣府資料に基づき全社協作成

○里親数、施設数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万4千人。

里親	家庭における養育を里親に委託			ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)	
	登録里親数	委託里親数	委託児童数		ホーム数	委託児童数
	12,315世帯	4,379世帯	5,556人			
区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	10,136世帯	3,441世帯	4,235人		
	専門里親	702世帯	193世帯	223人		
	養子縁組里親	4,238世帯	317世帯	321人		
	親族里親	588世帯	558世帯	777人		
					372か所	
					1,548人	

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	140か所	605か所	50か所	58か所	226か所	176か所
定員	3,857人	31,826人	1,985人	3,609人	4,672世帯	1,148人
現員	2,678人	24,908人	1,366人	1,226人	3,735世帯 児童6,333人	643人
職員総数	5,048人	18,869人	1,384人	1,815人	2,084人	858人

小規模グループケア	1,790か所
地域小規模児童養護施設	423か所

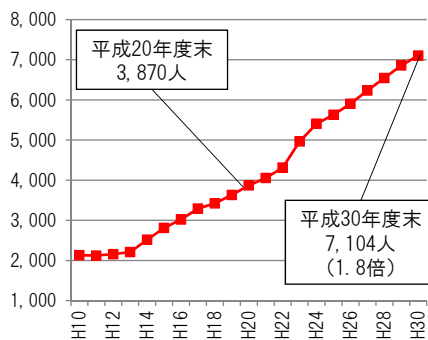
※里親数、Fホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(平成31年3月末現在)
 ※児童自立支援施設・自立援助ホームの施設数・定員・現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成30年10月1日現在)
 ※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成30年10月1日現在)
 ※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成31年3月1日現在)
 ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

出典：厚生労働省

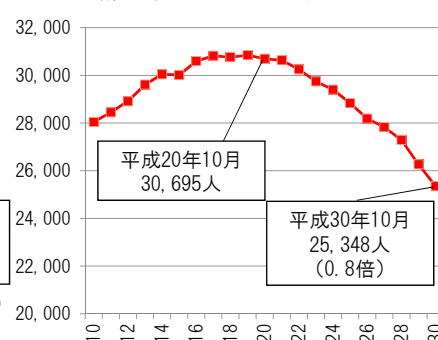
○要保護児童数の推移

過去10年で、里親等委託児童数は約2倍、児童養護施設の入所児童数は約2割減、乳児院が約1割減となっている。

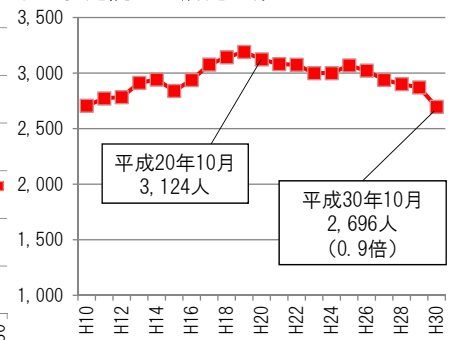
○ 里親・ファミリーホームへの委託児童数



○ 児童養護施設の入所児童数

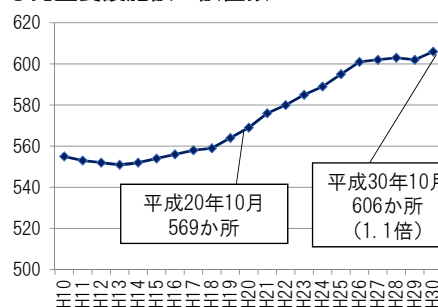


○ 乳児院の入所児童数

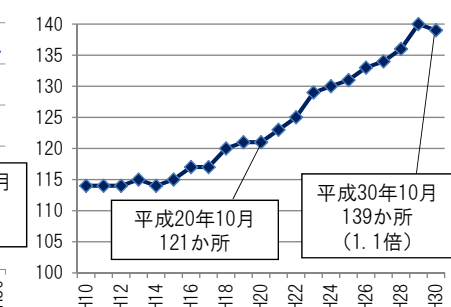


(注) 児童養護施設・乳児院については各年度10月1日現在(社会福祉施設等調査、平成21年度以降は家庭福祉課調べ)
 里親・ファミリーホームについては、各年度3月末日現在(福祉行政報告例)

○ 児童養護施設の設置数

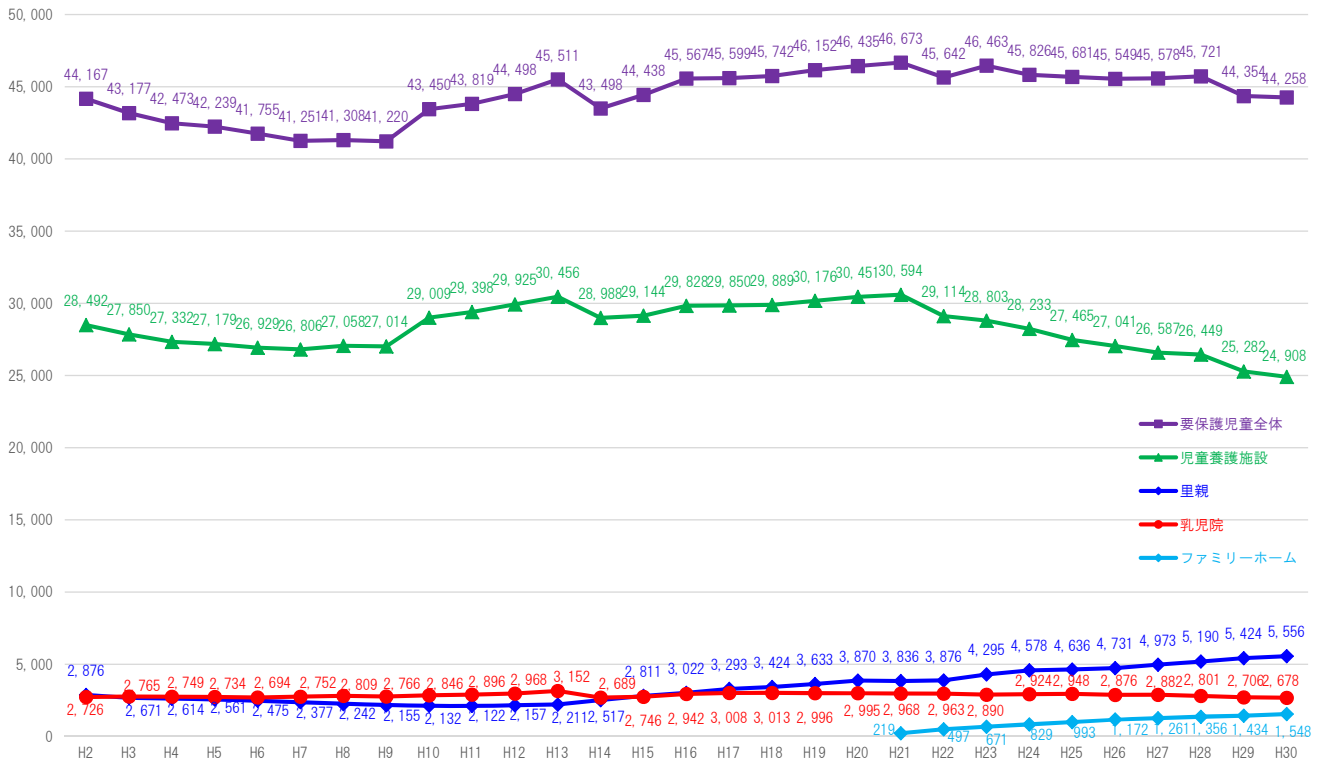


○ 乳児院の設置数



出典：厚生労働省

(参考) 要保護児童数（全体）の推移



(注) 要保護児童数は、里親・ファミリーホームの委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・自立援助ホームの入所児童数の合計（ファミリーホームは平成21年度以降、自立援助ホームは平成15年度以降の数）
 (出典)
 ・里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設は、福祉行政報告例（各年度3月末現在）
 ・児童自立支援施設は、平成20年度までは社会福祉施設等調査、平成21年度以降は家庭福祉課調べ（各年度10月1日現在）
 ・自立援助ホームは、家庭福祉課調べ（平成19年度、平成20年度は全国自立援助ホーム連絡協議会調べ）

出典：厚生労働省

措置施設入所の減少、一時保護の増加

年度	乳児院		児童養護施設		母子生活支援施設	
	平成21年度	平成30年度	平成21年度	平成30年度	平成21年度	平成30年度
施設数	124か所	140か所	575か所	605か所	272か所	226か所
定員	3,794人	3,857人	34,569人	31,826人	5,430世帯	4,672世帯
現員	2,968人	2,678人	30,594人	24,908人	4,002世帯 児童5,897人	3,735世帯 児童6,333人
充足率	78.2%	69.4%	88.5%	78.3%	73.7%	79.9%
職員総数	3,861人	5,048人	14,892人	18,869人	1,995人	2,084人
一時保護	1,502件	3,159件	2,948件	6,938件	6割の施設で実施	

出典：厚生労働省資料に基づき全社協作成

児童相談所の概要

1 設置の目的

- 子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等の把握
- 個々の子どもや家庭に最も効果的な援助により子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護する

2 設置主体

- 都道府県・指定都市及び児童相談所設置市（世田谷区・荒川区・江戸川区・横須賀市・金沢市・明石市）
- 全国220か所（令和2年7月1日現在）

3 役割

- 児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる。
- 市町村間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行う。
- ＊市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行う。

4 業務

- ① 市町村援助（市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助）
- ② 相談（家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家族に対する援助決定）
- ③ 一時保護
- ④ 措置（在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等）

5 職員

- 所長、児童福祉司、児童心理司、精神科医等（児童相談所の規模による）
- 全国の職員数：15,457人（令和2年4月1日現在）

（内訳）	・児童福祉司 4,553人	（うち児童福祉司スーパーバイザー 829人）
	・児童心理司 1,800人	・医師 706人
		・保健師 180人

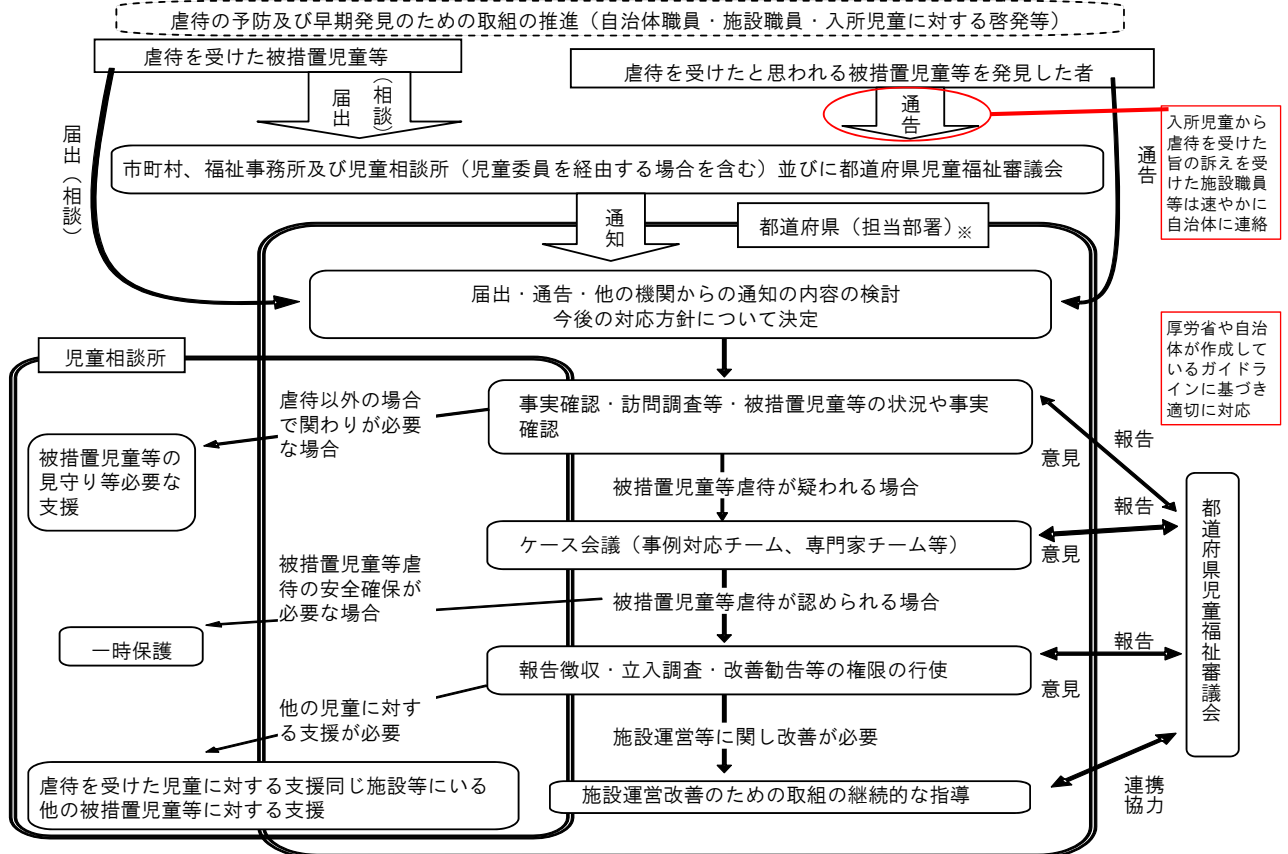
6 相談の種類と主な内容

- ① 養護相談・・・保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談
- ② 保健相談・・・未熟児、疾患等に関する相談
- ③ 障害相談・・・肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談
- ④ 非行相談・・・ぐ犯行為、触法行為、問題行動のある子ども等にに関する相談
- ⑤ 育成相談・・・家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談
- ⑥ その他

3

出典：「一時保護の手続き等に関する基礎資料」厚生労働省

被措置児童等に対する虐待への対応の流れ（イメージ）



＊各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておくことが必要

出典：厚生労働省

一時保護所の概要

1 設置の目的

一時保護所は、児童福祉法第12条の4に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置き去り、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設。

2 設置主体

児童福祉法第12条の4に基づき、必要に応じて児童相談所に付設するもの。
全国に144か所（令和2年7月1日現在）設置されている。

3 費用

児童福祉法第53条に基づき、地方公共団体が支弁した費用の2分の1を国が負担する。
 〔補助率：国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2
 令和2年度予算額：児童入所施設措置費等135,479,977千円の内数〕

4 一時保護の具体例

(1) 緊急保護

- ア 棄児、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合
- イ 虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合
- ウ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合

(2) 行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

(3) 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適当であると判断される場合

5 対応件数（一時保護所内保護件数）

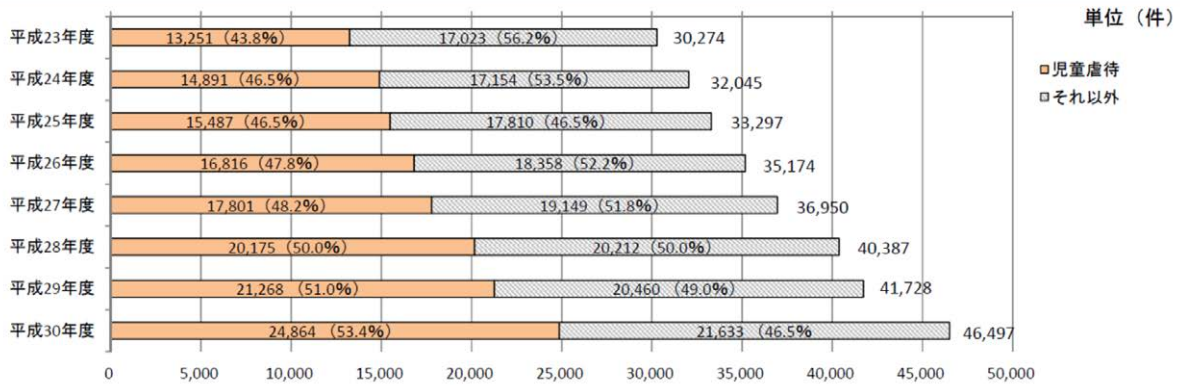
（平成30年度件数）※出典：福祉行政報告例

総数	養護	（うち、虐待）	障害	非行	育成	その他
25,764	20,324	(14,468)	86	3,283	1,917	154

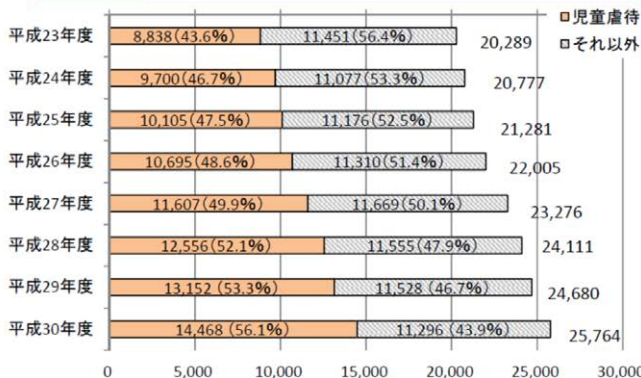
8

出典：「一時保護の手続き等に関する基礎資料」厚生労働省

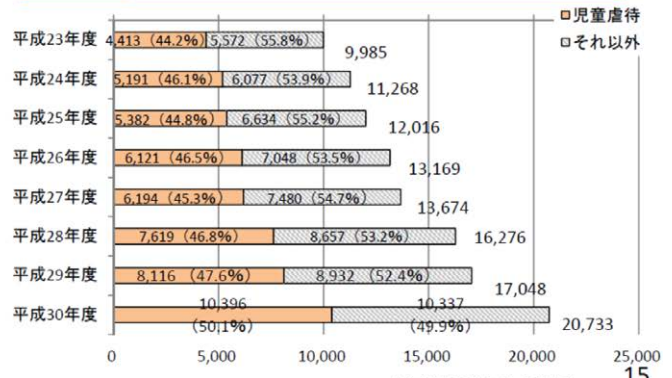
一時保護の状況



一時保護所への一時保護



児童福祉施設等への一時保護委託



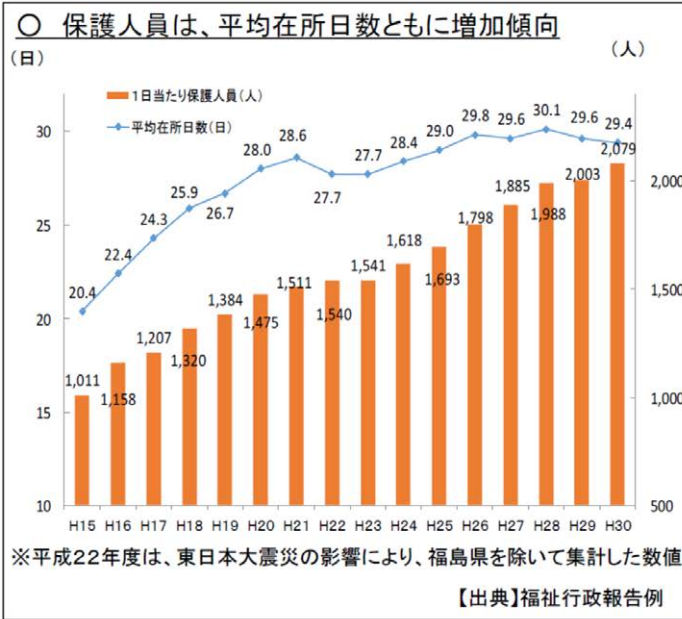
【出典】福祉行政報告例

出典：「一時保護の手続き等に関する基礎資料」厚生労働省

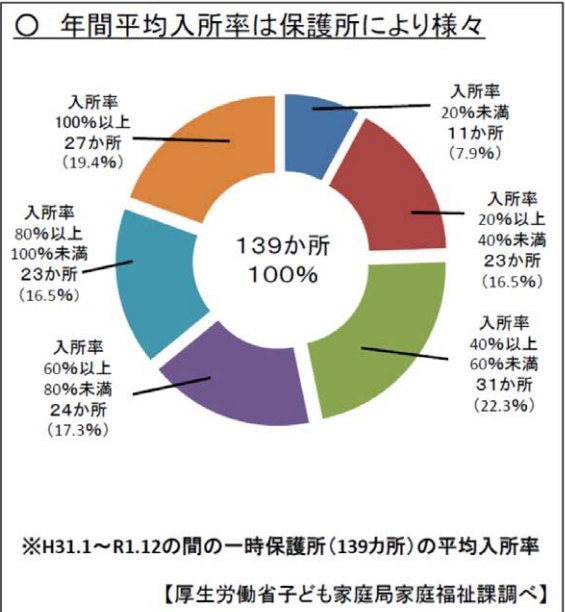
15

一時保護所の現状について

1日当たり保護人員及び平均在所日数



年間平均入所率

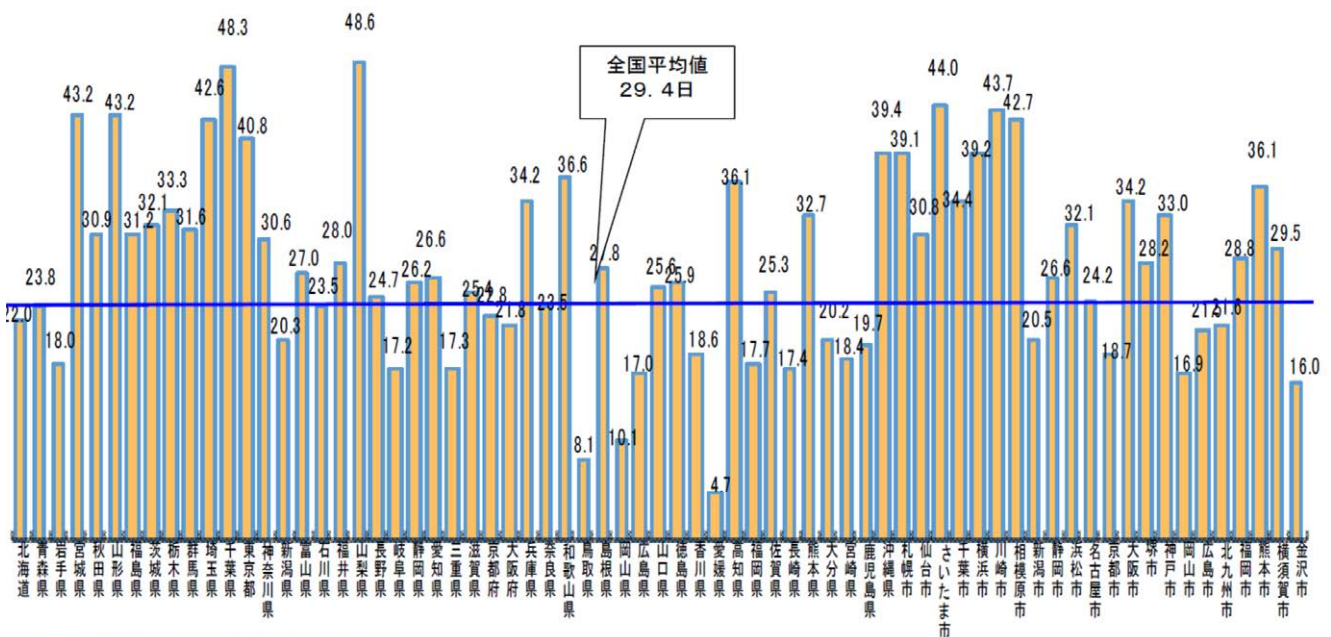


16

出典：「一時保護の手続き等に関する基礎資料」厚生労働省

(参考)一時保護所での平均在所日数(都道府県別)

- 平均在所日数 = 年間延日数 / 年間対応件数
 - 全国平均値 : 29.4日 (前年度平均値 : 29.6日)
- (参考)一時保護の期間は原則として2か月を超えてはならないとされている。



17

出典：「一時保護の手続き等に関する基礎資料」厚生労働省

平成30年度 児童虐待相談対応の内訳

相談対応件数 159,838件※1
一時保護 24,864件※2
施設入所等 4,641件※3、4



内訳															
児童養護施設 2,441件				乳児院 736件				里親委託等 651件				その他施設 813件			
20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度
2,563件	2,456件	2,580件	2,697件	679件	643件	728件	713件	282件	312件	389件	439件	638件	620件	739件	650件
2,597件	2,571件	2,685件	2,536件	747件	715件	785件	753件	429件	390件	537件	464件	723件	789件	778件	817件
28年度	29年度			28年度	29年度			28年度	29年度			28年度	29年度		
2,651件	2,396件			773件	800件			568件	593件			853件	790件		

※平成22年度の相談対応件数、一時保護件数及び施設入所等件数は東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

※1 児童相談所が児童虐待相談として対応した件数（延べ件数）
 ※2 児童虐待を要因として一時保護したが、平成30年度中に一時保護を解除した件数（延べ件数）
 ※3 児童虐待を要因として、平成29年度中に施設入所等の措置がなされた件数（延べ件数）
 ※4 平成30年度 児童虐待以外も含む施設入所等件数 10,365件
 【出典：福祉行政報告例】

18

出典：「一時保護の手続き等に関する基礎資料」厚生労働省

改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（*）
（*）例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年（平成29年）6月2日公布。2018年（平成30年）4月1日施行。

出典：厚生労働省

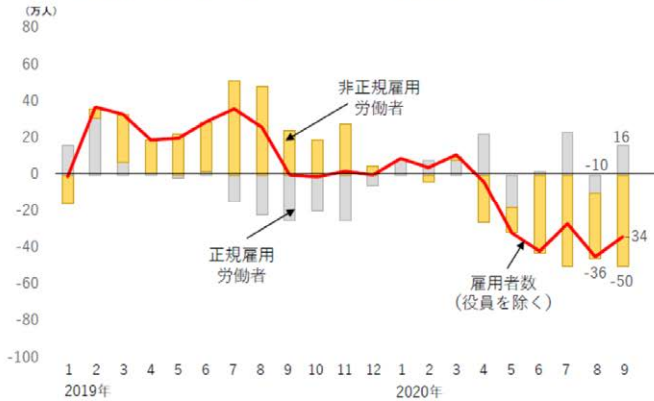
コロナ下における女性に対する影響（雇用者数の推移）

1. 就業面等

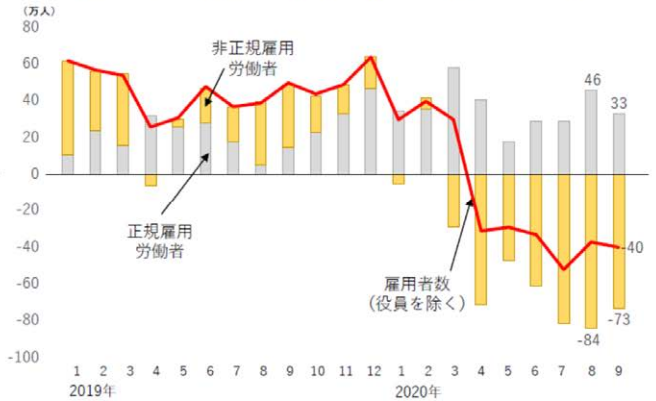
雇用者数の推移

- ✓ 雇用者数は、男女とも2020年4月以降、対前年同月で減少。
- ✓ 雇用形態別の内訳を見ると、非正規雇用労働者の減少幅が大きく、特に女性の非正規雇用労働者の減少幅が大きい。

雇用形態別雇用者数の前年同月差（男性）



雇用形態別雇用者数の前年同月差（女性）



(総務省「労働力調査」より作成。原数値。)

(総務省「労働力調査」より作成。原数値。)

2

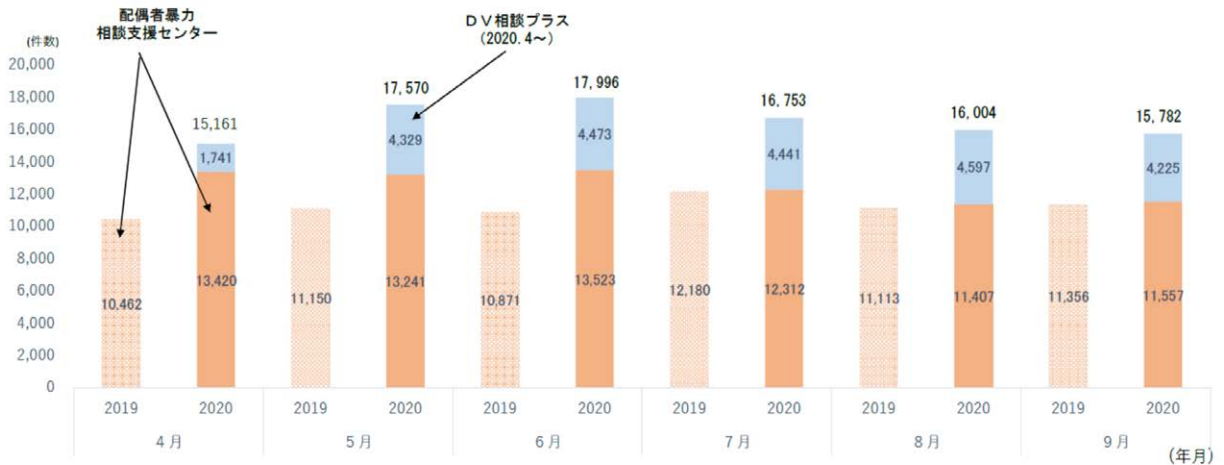
出典：内閣府「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会 緊急提言」参考資料

コロナ下における女性に対する影響（DV相談件数の推移）

2. DVや性暴力等

DV相談件数の推移

- ✓ DV相談件数の推移を見ると、2020年5月・6月の相談件数は前年同月の約1.6倍。



(出典) 内閣府男女共同参画局調べ ※全国の配偶者暴力相談支援センターからの相談件数は、10月27日時点の暫定値。

6

出典：内閣府「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会 緊急提言」参考資料

児童養護施設等における子ども用マスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援

児童養護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県や市町村が児童養護施設等へ配布する子ども用マスクの卸・販社からの一括購入等、児童養護施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、個室化に要する改修に必要な経費等を補助する。

支援の内容

- ① 都道府県等の子ども用マスク等購入費**
感染経路の遮断のため、必要なマスク、消毒液等の需給が逼迫し、児童養護施設等が自力で購入できない状況を踏まえ、都道府県等が児童養護施設等へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等に必要となる費用について補助
- ② 児童養護施設等の消毒経費**
感染が疑われる者が発生した場合に、施設内で感染が広がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の消毒に必要な費用について補助
- ③ 地方自治体の広報・啓発経費**
施設で活動する子ども等に必要となる情報が行き渡るよう、感染症予防の広報・啓発経費について補助（例：子ども向けのポスター・パンフレット）
- ④ 児童養護施設等における個室化に要する改修費等**
事業継続が必要な児童養護施設等において、感染が疑われる者を分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費等について補助
※改修規模が大きいものは次世代育成支援対策施設整備交付金により支援（補助率：定額（国1/2相当）、補助基準額：上限なし）
- ⑤ 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費** 新規メニューを追加
事業継続が必要な児童養護施設等において、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）を補助

補助単価等

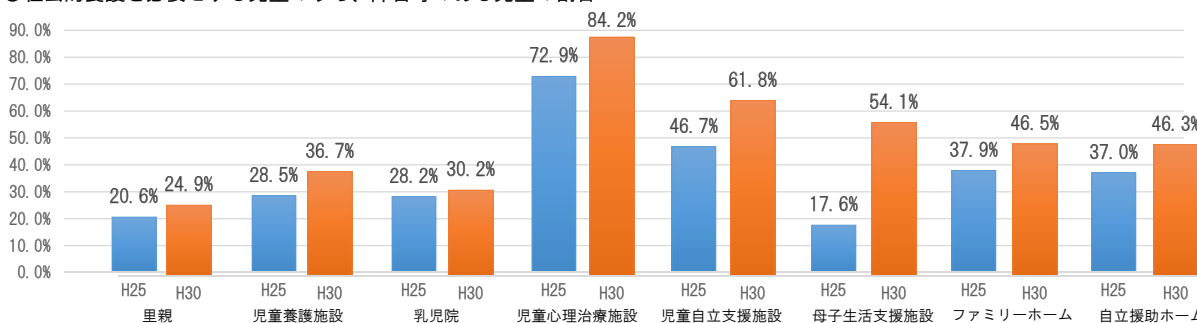
対象施設	補助率	補助基準額	実施主体
児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童相談所一時保護所等	国10/10	1カ所当たり最大800万円	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市区町村

出典：厚生労働省

○障害等のある児童の増加

社会的養護を必要とする児童においては、全体的に障害等のある児童が増加しており、里親においては24.9%、児童養護施設においては36.7%が、障害等ありとなっている。

○社会的養護を必要とする児童のうち、障害等のある児童の割合



○障害等のある児童数（里親・児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・ファミリーホーム・自立援助ホームの総数）

	総数	心身の状況(重複回答)																			
		該当あり	身体虚弱	肢体不自由	重度心身障害	視覚障害	聴覚障害	言語障害	知的障害	てんかん	外傷後ストレス障害(PTSD)	反応性感情障害	注意欠陥多動性障害(ADHD)	学習障害(LD)	広汎性発達障害(自閉症スペクトラム)	チック	吃音症	発達性協調運動障害	高次脳機能障害	その他の障害等	LGBT
H30	45,551	17,961	881	208	46	247	142	360	5,144	467	599	2,494	3,914	758	4,235	454	240	207	44	2,568	51
	100.0%	39.4%	1.9%	0.5%	0.1%	0.5%	0.3%	0.8%	11.3%	1.0%	1.3%	5.5%	8.6%	1.7%	9.3%	1.0%	0.5%	0.5%	0.1%	5.6%	0.1%
H25	47,776	13,569	1,357	250	386	504	5,043	563	10,661	563	563	2,242	551	2,764	551	2,764	551	2,764	551	4,002	84
	100.0%	28.4%	2.8%	0.5%	0.8%	1.1%	10.6%	1.2%	22.3%	1.2%	1.2%	4.7%	1.2%	5.8%	1.2%	5.8%	1.2%	5.8%	1.2%	8.4%	0.2%
H20	48,154	11,655	1,771	300	417	618	3,940	586	10,661	586	586	2,242	551	2,764	551	2,764	551	2,764	551	3,904	81
	100.0%	24.2%	3.7%	0.6%	0.9%	1.3%	8.2%	1.2%	22.1%	1.2%	1.2%	4.6%	1.1%	5.7%	1.1%	5.7%	1.1%	5.7%	1.1%	8.1%	0.2%
H15	45,407	9,181	1,731	274	365	636	3,147	591	10,661	591	591	2,242	551	2,764	551	2,764	551	2,764	551	3,834	84
	100.0%	20.2%	3.8%	0.6%	0.8%	1.4%	6.9%	1.3%	23.3%	1.3%	1.3%	4.9%	1.2%	6.1%	1.2%	6.1%	1.2%	6.1%	1.2%	8.4%	0.2%
H10	41,257	4,811	1,464	262	358	445	1,417	544	10,661	544	544	2,242	551	2,764	551	2,764	551	2,764	551	1,605	39
	100.0%	11.7%	3.5%	0.6%	0.9%	1.1%	3.4%	1.3%	25.6%	1.3%	1.3%	5.4%	1.3%	6.6%	1.3%	6.6%	1.3%	6.6%	1.3%	3.9%	0.1%

ADHD(注意欠陥多動性障害)については、平成15年より、広汎性発達障害およびLD(学習障害)については、平成20年より、赤字部分については、平成30年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。

児童養護施設入所児童等調査結果

出典：厚生労働省

はじめに：高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて目指すべき方向性

- ・ 乳児院や児童養護施設については、家庭養育優先原則を進める中においても、施設での養育を必要とする子どもの養育に関し、「できる限り良好な家庭の環境」において、高機能化された養育や保護者等への支援を行うとともに、里親や在宅家庭への支援等を行うことなど、施設の多機能化・機能転換を図ることにより、更に専門性を高めていくことが期待されている。
- ・ この「進め方」は、平成30年度予算において可能である措置費等の活用方法、職員配置、運営方法などについてとりまとめ、円滑に取組を進められるよう、施設及び自治体関係者向けのマニュアル、参考資料として提供。
- ・ 取組を更に進めていくためには、必要な財政支援の在り方が課題。厚生労働省は、これらの課題への対応について、2019年度以降の予算において、安定的な財源の確保に向けて、引き続き最大限努力し、それらを踏まえて、本書も逐次改正。

第Ⅰ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて目指すべき方向性

- ・ 改正児童福祉法に基づく家庭養育優先原則の下では、施設の役割・機能を縮小させるものではなく、これまで以上に専門的で幅広くしていくことが求められる。
- ・ 具体的には、乳児院・児童養護施設においては、地域におけるニーズや資源の状況、自らの「強み」・「弱み」も踏まえつつ、以下の具体的な姿を念頭に、施設長等のリーダーシップの下、施設職員とともに、「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」となるよう、自らの施設を変革していくことを目指していくべき。

施設養育の高機能化の方向性

- ・ 家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経緯より家庭的な生活することに拒否的になっている子どもに対して、早期の家庭復帰や里親委託等に向けた専門的な支援や自立支援を含め、更に専門性の高い施設養育を行うこと。
- ・ そのための専門性のある職員の配置及び小規模かつ地域分散化を推進すること。

多機能化・機能転換の方向性

- ・ 更に専門性を高めた上で、地域における家庭養育の支援を行うこと。
- ・ 具体的には、地域の実情等に応じ、以下に取り組むこと。
 - ①一時保護委託の受入体制の整備
 - ②養子縁組支援やフォスターリング機関（里親養育包括支援機関）の受託をはじめとする里親支援機能の強化
 - ③市区町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化

第Ⅱ 取組を進める上で活用可能な予算制度

- ・ 高機能化及び多機能化・機能転換に向けた以下の取組を進める上で、現在、活用可能な予算制度の要件や補助額等を紹介。
 1. 職員配置・専門職の配置の充実、小規模かつ地域分散化による養育機能の高機能化
 2. 在宅支援機能や里親支援機能をはじめとする多機能化・機能転換

出典：厚生労働省

第Ⅲ 改正児童福祉法や高機能化及び多機能化・機能転換を踏まえた小規模かつ地域分散化の更なる推進

1. 各施設が策定している小規模化・地域分散化に向けた計画を小規模かつ地域分散化に向けて見直し。
2. 今後計画される施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先。
3. 小規模かつ地域分散化等を進める過程で、人材育成の観点から、本体施設から順次分散化施設を独立させていく場合や、過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく場合にも、概ね10年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定するよう求める。過渡的にユニット化する場合でも、
 - ・ 同一敷地内での戸建て住宅型又はグループごとに独立した玄関のある合築型の施設内ユニットとするなど、生活単位を独立させるとともに
 - ・ 地域社会との良好な関係性の構築を十分に行う
 といった工夫を行うよう求める。
4. 既存の施設内ユニット型施設についても同様に、概ね10年程度で地域分散化等を図る計画の策定を求める。その際、既存ユニットは、多機能化・機能転換に向けて積極的に活用を進めていく。

※小規模かつ地域分散化の例外

- ・ ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合する場合もあり得る。
- ・ このような場合においても、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数（将来的には4人程度まで）の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならない（概ね4単位程度まで）ことが求められている。そのため、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力。

第Ⅳ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた職員の人材育成

- ・ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を通じて「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」への変革を進めるうえでは、それを担う職員の人材育成や確保が必要不可欠。人材育成に向けて、現在、活用可能な予算制度等を紹介。
- ・ 厚生労働省においては、職員の人材育成に向けて、職員向けの研修プログラムの開発や指導者養成研修の実施等に取り組んでいくこととしており、都道府県等においても、人材育成の機会の確保に努める。

第Ⅴ 計画的な推進に向けて

- ・ 都道府県等においては、各施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画や、小規模かつ地域分散化を進める計画の見直しの検討状況・課題等について随時ヒアリングを行うことにより、個々の実情を把握し、関係者との間で綿密な協議を重ねながら、適宜適切な助言や支援を行い、各施設において具体的かつ実現可能な計画が策定されるよう配慮。

出典：厚生労働省

2019（令和元）年度フォスタリング機関の体制整備の状況

＜フォスタリング事業実施先＞ 合計222か所

行政直営（児童相談所等）	120か所
民間	102か所
社会福祉法人	51か所
公益社団法人	4か所
NPO法人	14か所
里親会	15か所
その他	18か所

＜今後の課題＞

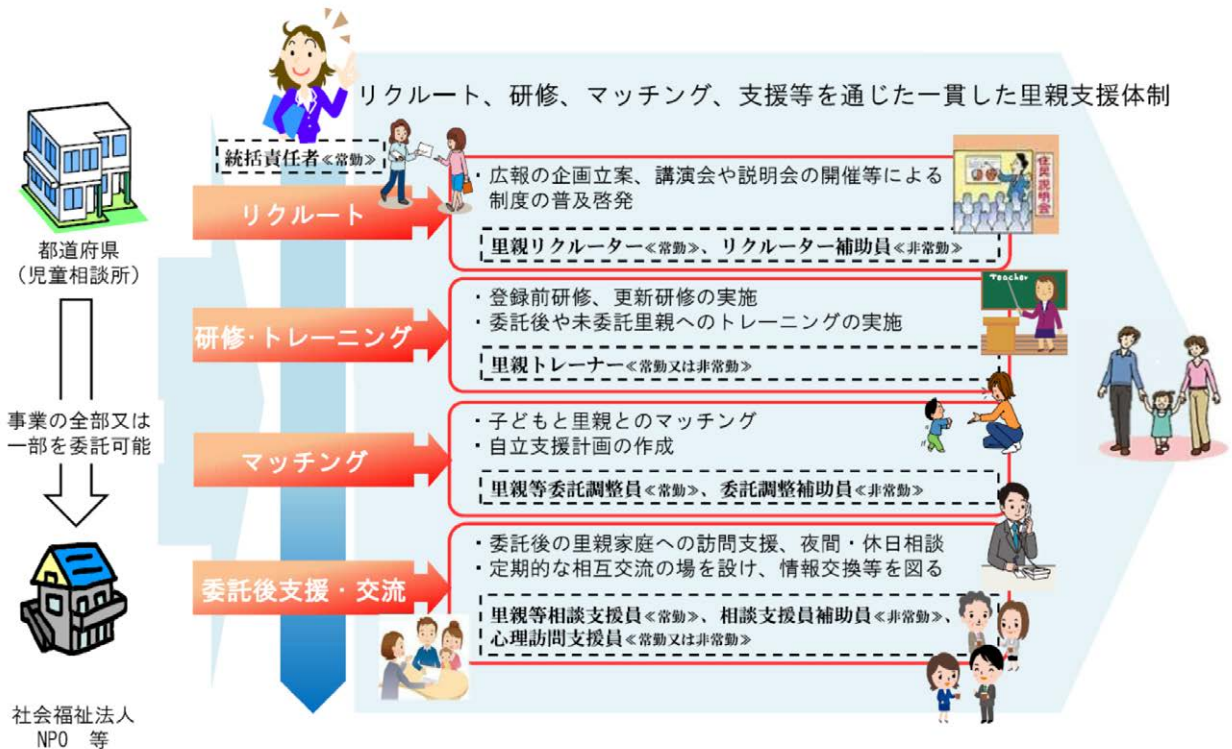
- 自治体直営と民間のフォスタリング機関との連絡・調整の場、組織化
- フォスタリング機関の事業の拡充による「対応力」強化
- 子どもと里親の関係性への支援
- 子どもと里親を支援する施設との連携・協働

＜実施事業＞

	普及促進・リクルート事業	里親研修・トレーニング	里親委託推進等事業	里親訪問等支援事業
自治体（120か所）	91か所	89か所	99か所	69か所
民間（102か所）	63か所	79か所	28か所	48か所
合計	154か所	168か所	127か所	117か所

出典：厚生労働省資料に基づき全社協作成

里親養育包括支援（フォスタリング）事業イメージ



出典：「令和元年度主管課長会議資料」厚生労働省

児童養護施設児童の進学・就職の状況

①中学校卒業後の進路(平成30年度末に中学校を卒業した児童の令和元年5月1日現在の進路)

	進学				就職		その他	
	高校等		専修学校等					
児童養護施設児童 2,306人	2,175人	94.3%	43人	1.9%	43人	1.9%	45人	2.0%
(参考)全中卒者 1,131千人	1,118千人	98.8%	2千人	0.2%	2千人	0.2%	7千人	0.7%

②高等学校等卒業後の進路(平成30年度末に中学校を卒業した児童の令和元年5月1日現在の進路)

	進学				就職		その他	
	大学等		専修学校等					
児童養護施設児童 1,752人	245人	14.0%	251人	14.3%	1,102人	62.9%	154人	8.8%
(参考)全高卒者 1,134千人	589千人	51.9%	246千人	21.7%	203千人	17.9%	96千人	8.5%

児童養護施設児童は厚生労働省家庭福祉課調べ(「社会的養護の現況に関する調査」)。

全中卒者、全高卒者は学校基本調査(令和元年5月1日現在)。

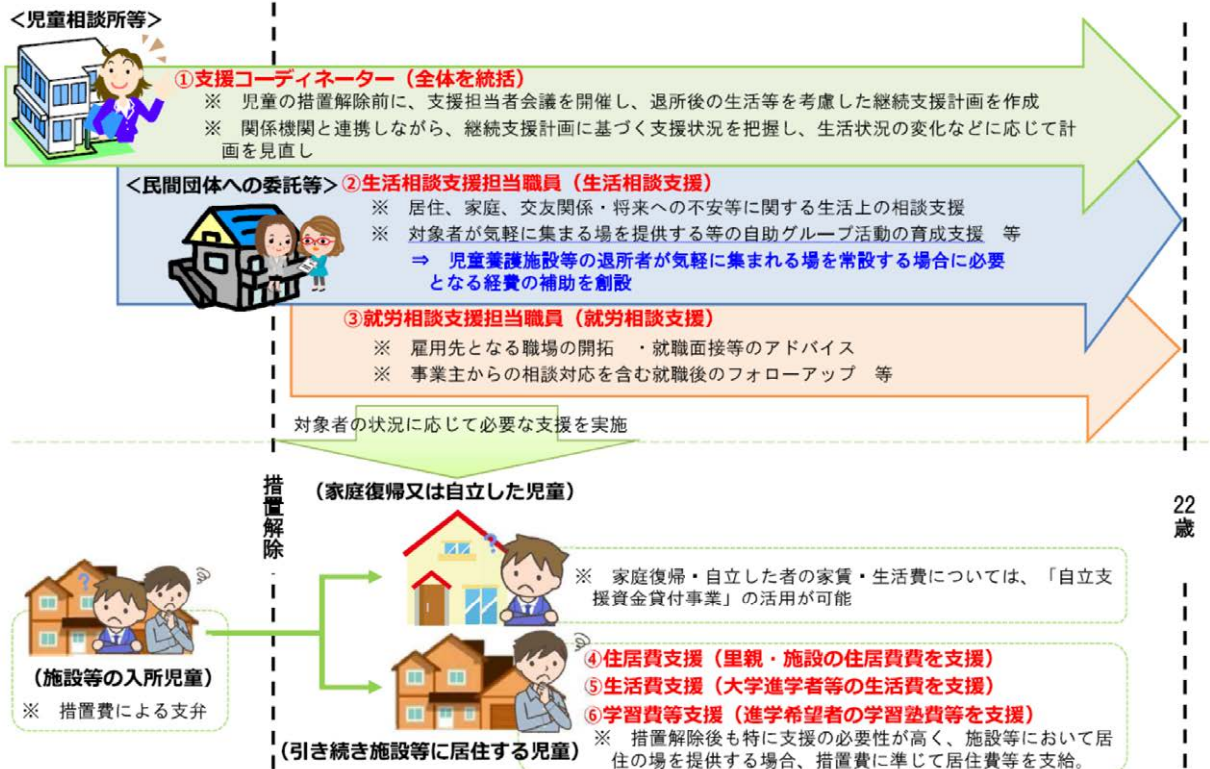
※「高校等」が、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校。

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校第4学年。

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

出典：厚生労働省「社会的養育の推進に向けて」をもとに全社協作表

社会的養護自立支援事業の実施イメージ



出典：「令和元年度主管課長会議資料」厚生労働省

子どもの権利条約

子どもの権利の4原則

- | | |
|---------|--|
| ①生きる権利 | すべての子どもの命が守られること |
| ②育つ権利 | もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援を受け、友達と遊んだりすること |
| ③守られる権利 | 暴力や搾取、有害な労働などから守られること |
| ④参加する権利 | 自由に意見を表したり、団体を作ったりできること |

「子どもの権利条約」一般原則

- ・ **生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）**
すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
- ・ **子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）**
子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。
- ・ **子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）**
子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。
- ・ **差別の禁止（差別のないこと）**
すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

出典：ユニセフ訳をもとに全社協作表

○子どもの権利擁護

①子どもの権利擁護の推進

- ・ 子どもの権利擁護は、子どもの基本的人権を護ること。子どもの権利条約では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利が定められているとされる。
- ・ 平成23年の児童福祉施設最低基準改正で、「児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない」と規定。
- ・ 平成28年の改正児童福祉法において、第1条に児童が権利の主体であることを明記。

②子どもの意見をくみ上げる仕組み

- ・ 社会的養護の施設等では、子どもの気持ちを受け入れつつ、子どもの置かれた状況や今後の支援について説明。
- ・ 「子どもの権利ノート」を活用し、意見箱や、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会等を活用する。
- ・ 当事者（社会的養護の下で育った元子どもを含む。）の声を聞き、施設等の運営の改善や施策の推進に反映させていく取組も重要。

③被措置児童等虐待の防止

- ・ 平成20年の児童福祉法改正による被措置児童虐待の通報制度や、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に基づき、施設職員や里親による虐待の防止を徹底。
（平成28年度の届出・通告受理件数は254件、うち都道府県等が虐待と認めた件数は87件）
※平成27年度の届出・通告受理件数は233件、うち都道府県等が虐待と認めた件数は83件
- ・ 職員の意識の向上や、風通しのよい組織運営、開かれた組織運営、子どもの意見をくみ上げる仕組みの推進により、防止を徹底。

④子どもの養育の記録

- ・ 社会的養護による主たる養育者が途中で変わる場合の記録やその引き継ぎの在り方について検討する必要。
→平成23年4月に「育てノート」（第1版）を作成。
- ・ 複数の養育者や支援者が関わる場合に、情報共有の在り方も、子どものプライバシーにも配慮しながら、実践の中で、取り組みの在り方を検討していく必要。

出典：厚生労働省

児童虐待防止対策の抜本的強化・予算確保

児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議、骨太方針2020の方針
 ⇒ 令和3年度国費ベース予算案 1,902億円（R2年度3次補正166億円含）

	2000年度	2011年度	2020年度
1. 家庭養育予算額	12億円	47億円	129億円
(1)里親	12億円	41億円	76億円
(2)ファミリーホーム	—	7億円	53億円
2. 施設養育予算額	563億円	758億円	1,153億円
(1)児童養護施設	373億円	498億円	781億円
(2)乳児院	110億円	123億円	150億円
(3)児童自立支援施設	27億円	35億円	61億円
(4)児童心理治療施設	13億円	31億円	59億円
(5)母子生活支援施設	41億円	70億円	101億円
合 計	575億円	805億円	1282億円

出典：厚生労働省資料に基づき全社協作成

子ども・子育て支援（社会的養護）の質の改善

項目	内容	平成25年度～29年度所要額	備考
社会的養護の充実	○ 児童養護施設等の職員配置基準の改善（5：5：1～4：1等）	222億円程度	
	児童養護施設等にチーム責任者1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	19億円程度	
	□ 児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施) ※平成27年度から15年かけて全施設で実施→平成27年度から5年かけて全施設で実施	21億円程度 (7億円程度)	
	児童養護施設に自立支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	24億円程度	
	児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に心理療法担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	11億円程度	
	□ 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加（41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする） ※増加率を見直し	84億円程度 (43億円程度)	・平成26年度予算 (小規模グループケア、地域小規模児童養護施設等のか所数の増33億円)
	□ 民間児童養護施設の職員給与等の改善（保育所と同様の+5%等） ※職員給与の改善 まずは+3%→+5%等	82億円程度 (43億円程度)	
	施設に入所等している大学進学者等に特別育成費及び自立生活支援支度費を支給	0.7億円程度	
母子生活支援施設に保育設備を設けている場合に保育士の人員配置の引上げ	0.3億円程度		

⑨：項目のうち金額が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの
 ⑩：項目の一部が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの
 内容欄の「※」は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における内容、
 所要額欄の括弧は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における所要額

出典：内閣府資料に基づき全社協抜粋

新しい社会的養育ビジョン（平成 29 年 8 月）・工程表を踏まえた社会的養護関係等の動き（想定）と取り組み状況

	～2018（平成 30）年度	2019（令和元）年度	2020 年度	2021 年度	2022～23 年度	2024 年度（5 年経過）～2026 年度（7 年経過）	2027～28 年度	2029 年度（10 年経過）		
乳児院	<p>乳児院：140 か所 定員 3,900 人 現員 2,706 人 職員総数 4,921 人</p> <p>児童養護施設：605 か所 定員 32,253 人 現員 25,282 人 職員総数 17,883 人（2018.3.31）</p>	<p>乳児院：140 か所 定員 3,857 人 現員 2,678 人 職員総数 5,048 人</p> <p>児童養護施設：605 か所 定員 31,826 人 現員 24,908 人 職員総数 18,869 人（2019.3.31）</p>								
	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児は原則新規措置入所を停止 ●ケアニーズの内容や程度に応じた加算を導入し小規模・地域分散化 ●特別なニーズがある子ども以外は原則里親委託 ●家庭養育優先原則：施設入所の場合も、期間は日～週単位・長くとも数か月 	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県社会的養育推進計画策定 ●施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた計画を策定（各施設） ●市区町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化 ●ケアニーズの高い子どものための 4 人の生活単位類型新設、養育体制充実（4：4） ●一時保護専用施設改修費補助創設、設置費補助 ●特に支援が必要な子どもを一時保護専用施設で受け入れた際の加算創設 ●補助職員の配置 ●進学等の際の補助創設 ●小規模・地域分散化児童養護施設の職員配置基準強化（6：4） 	<p>施設が地域支援事業やフォスタリング機関事業等を行う多様化を、乳児院から始め、児童養護施設・児童心理治療施設、児童自立支援施設でも行う。</p>							
	<p>平成 31 年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る採択方針</p> <p>1. 優先的に採択</p> <p>①地域小規模 ②分園型小規模</p> <p>2. 条件付きで採択</p> <p>①本体施設と同一敷地内又は施設内</p> <p>3. 採択しない 大・中・小舎の整備</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●小規模施設等創設のための施設改修期間中の建物賃借料補助 ●一時保護専用施設設置改修費補助の拡充、改修中の賃借料補助を新規計上 	<ul style="list-style-type: none"> ●乳児院固有の機能や新たな事業を明確にし、乳幼児及び家庭を支援するセンターとしての機能の詳細を提示 →乳児院名称変更 		<ul style="list-style-type: none"> ●特別なニーズのある子ども以外は里親委託 ●一時保護体制構築完了予定 				
児童養護施設	<p>入所後から 3 年以内に家庭復帰・里親委託</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●児童養護施設の職員配置基準強化（最大 6：6） ●自立支援担当職員新規配置 							
児童家庭支援センター	<p>か所数 122 社福 117 か所 NPO 5 か所 (2017.10.1)</p>	<p>か所数 127 社福 122 か所 NPO 5 か所 (2018.10.1)</p>								
	<p>市区町村子ども家庭総合支援拠点と連携し、里親ショートステイ調整、フォスタリング機関、在宅措置・通所措置など高リスク家庭への支援や、代替養育後のアフター・ケア等が期待される。児童養護施設や乳児院等に付設する形のみならず、その他の社会福祉法人、医療法人、NPO 法人等が積極的に設置するべく、施設整備費の充実、職員配置数の増、相談・支援の内容や実績に応じた適切な収入等、機能に応じた仕組みを導入（2019 年度以降）</p>		<p>児童家庭支援センター 設置促進</p>					<p>児童相談所管内に人口規模に応じて 1 か所以上の児童家庭支援センターを設置（2019.4.1：児童相談所 215 か所）</p>		

	～2018（平成30）年度	2019（令和元）年度	2020年度	2021年度	2022～23年度	2024年度（5年経過）	2026年度（7年経過）	2027～28年度	2029年度（10年経過）
里親	登録里親 11,730 世帯 委託児童数 6,858 人 (2018.3.31) ●都道府県 乳幼児家庭養育移行計画作成 (5年以内に特別なニーズのある子ども以外を里親委託（里親委託率 <u>75%以上</u> ）) ●ファミリーホーム事業者を里親登録者に限定 (うち、ファミリーホーム 347 か所 1,434 人)	登録里親 12,315 世帯 委託児童数 7,104 人 (里親委託率 20.5%) (2019.3.31) ●委託児童数・委託里親数に応じた里親相談支援員の配置 ●里親委託中の子どもの実親との面会交流支援を里親支援事業に追加 (ファミリーホーム数 372 か所、1,548 人 (2019.3.31))	●委託前のマッチングに対する支援創設 ●2人目以降の里親手当の拡充	●ショートステイ里親、一時保護里親、親子里親等の新しい里親類型創設 →里親名称変更		●3歳未満児 里親等委託率 <u>75%</u> ●自立支援（リービングケア、アフターケア）機能を強化	●幼児（就学前） 里親等委託率 <u>75%</u>		●学童期以降 里親等委託率 <u>50%</u>
フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）	●都道府県 家庭養育推進計画を作成 (フォスタリング機関事業を 2020 までに創設) ●フォスタリング機関及びその業務に関するガイドライン (2018.7.6)	最初の数年間は、里親のリクルートから支援・永続的解決を図る質の高い里親養育体制の確立による里親委託の拡充が最優先課題	すべての都道府県でフォスタリング機関設置 ●24時間の相談支援体制整備（費用補助）						
養子縁組の推進	養子縁組あっせん機関：18 (2018.12.26) 社福1 医療8 NPO5 その他4 養子縁組あっせん法施行 (2018.4.1) (2016.12 成立) 将来的に実の親による養育が望めない場合、子どもの身分の法的安定性の確保のため養子縁組を第一選択に	養子縁組あっせん機関数：21 (2019.10.1) 社福1 医療8 NPO5 その他7 ●民間あっせん機関の第三者評価基準施行 (2019.4.1)、受審費用計上 ●モデル的に取り組むあっせん機関への支援拡充（心理療法担当職員配置等） ●養親希望者手数料負担軽減 ●フォスタリング機関の人材育成に向けた研修事業創設	●養子となる年齢の上限引き上げ（原則15歳未満）			特別養子縁組成立件数を 2017 年度比で倍増 (2017年：616件) 概ね5年で養子縁組数年間 <u>1000人</u> を達成			
母子生活支援施設 227 か所 定員 4,648 世帯 現員 3,789 世帯 職員総数 1,994 人 (2018.3.31)	227 か所 定員 4,648 世帯 現員 3,789 世帯 職員総数 1,994 人 (2018.3.31) ●産前産後母子ホームの創設（平成30年度モデル実施、結果を踏まえ制度構築） ●婦人保護事業の運用見直しに際して、母子生活支援施設の活用促進を明記	226 か所 定員 4,672 世帯 現員 3,735 世帯 職員総数 2,084 人 (2019.3.31) ●地域に開かれた施設と DV 対応の閉鎖した施設の区分を明確にして混在しない在り方を国が提示 ●困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会中間まとめ (2019.10.11) ●母子生活支援施設の積極的な活用（学習支援、ショートステイ、トワイライトステイ等を含む） ●妊婦・出産後の母子を入所させるための施設整備費等が補助対象に	●母子生活支援施設の積極的な活用 ●特定妊婦等を受け入れた場合の生活費や居場所づくりにかかる賃借料補助						

	～2018（平成30）年度	2019（令和元）年度	2020年度	2021年度	2022～23年度	2024年度（5年経過）	2026年度（7年経過）	2027～28年度	2029年度（10年経過）
一時保護	136か所（2018.4.1） 平均在所日数 29.4日（2018年度）	139か所（2019.4.1）	144か所（2020.7.1）						
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 都道府県一時保護適正化計画の策定（2019～2024年度） ※概ね5年以内に子どもの権利が保障された一時保護の実現 既存の一時保護所の見直し、一時保護専用施設・一時保護委託里親の必要数、一時保護に関わる職員の育成。 </div>							
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 一時保護所における子どもの権利擁護状況の調査研究事業 （一時保護解除後の無記名アンケートなど） </div>								
	一時保護の第三者評価基準案の策定		全一時保護所で第三者評価を実施						
	一時保護スーパーバイザーの創設、研修								
	一時保護ガイドライン策定（2018.7.6） 職員配置基準を児童養護施設と同等以上とすることを明記。								
					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 緊急一時保護、アセスメント一時保護の平均入所期間および原籍校に通学できる学生以上の子どもの統計＝可視化 </div>				
					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 児童相談所、一時保護を行う施設・里親等に関する子ども福祉の評価機構を構築 </div>				
市町村の体制強化	子ども家庭総合支援拠点 106市町村 要対協調整機関調整担当者 988市町村	要対協調整機関調整担当者 8,150名 （要対協設置市町村は 1,736市町村） （2018.4.1） 子育て世代包括支援センター 525市町村 （1,106か所）（2017.4）	子ども家庭総合支援拠点 495か所 （2020.4）						
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 児童虐待防止対策総合強化プラン（新プラン）（2019～2022） 子ども家庭総合支援拠点・要対協調整機関調整担当者 全市町村に設置・配 </div>							
	<ul style="list-style-type: none"> 市町村子ども家庭総合支援拠点開設準備経費への補助創設。 土日・夜間の運営費などの補助創設 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世代包括支援センターの市町村同士での共同実施経費補助 市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能強化（児童虐待の関する普及啓発活動の強化、見守り活動強化のための補助拡充） 							

2020（令和2）年11月12日/全社協政策企画部整理

都道府県社会的養育推進計画における里親等委託率・代替子ども数見込

No.	都道府県 指定都市 児相設置市	里親等委託率		代替養育子ども数見込			代替養育子ども数見込 (うち施設入所子ども数)			施設 入所 子ども 減少%		
		10年目(2029年度末)	3歳未満 3歳以上 就学前	計画 始期	計画 終期	差	計画 始期	計画 終期	差			
		現状からの増加		3歳未満 3歳以上 就学前	学童期以降	計画 始期	計画 終期	差	計画 始期		計画 終期	差
1	北海道		60.9%	62.2%	47.9%	1946	1841	-105	1330	1266	-64	-4.8%
2	青森県		60.9%	62.2%	47.9%	344	277	-67	246	136	-110	-44.7%
3	岩手県		54.8%	52.6%	46.6%	438	516	78	317	266	-51	-16.1%
4	宮城県		51.9%	63.2%	62.2%	284	287	3	160	111	-49	-30.6%
5	秋田県			40.0%		189	166	-23	161	99	-62	-28.0%
6	山形県		75.0%	75.0%	31.7%	259	229	-30	215	138	-77	-35.8%
7	福島県		75.0%	75.0%	30.0%	435	469	34	326	146	-180	-55.2%
8	茨城県		71.4%	69.8%	60.7%	716	625	-91	596	229	-367	-61.6%
9	栃木県				41.0%	687	642	-45	555	346	-209	-37.7%
10	群馬県		40.0%	75.0%	50.0%	543	588	45	407	276	-131	-32.2%
11	埼玉県					1906			1447			
12	千葉県		75.4%	50.5%	32.5%	1300	1300	0	902	751	-151	-16.7%
13	東京都		50.5%	50.5%	33.6%	3981	4698	717	3411	2941	-470	-13.8%
14	神奈川県		75.0%	75.0%	24.6%	727	676	-51	550	405	-145	-26.4%
15	新潟県		61.0%	77.0%	57.0%	326	307	-19				
16	富山県		66.7%	66.7%	33.3%	130	130	0	106	75	-31	-29.2%
17	石川県		60.0%	60.0%	35.0%	291	256	-35	242	154	-88	-36.4%
18	福井県		65.0%	65.0%	35.0%	216	229	13	167	137	-30	-18.0%
19	山梨県		75.0%	75.0%	50.0%	319	407	88	221	175	-46	-20.8%
20	長野県		75.0%	67.7%	36.5%	626	535	-91	522	299	-223	-42.7%
21	岐阜県		67.9%	47.9%	37.5%	636	614	-22	454	358	-96	-21.1%
22	静岡県		65.0%	58.0%	46.0%	660	565	-95	495	273	-222	-44.8%
23	愛知県		49.4%	45.7%	30.1%	1227	1311	84	1008	852	-156	-15.5%
24	三重県		60.0%	60.0%	40.0%	590	600	10	359	303	-56	-15.6%
25	滋賀県		73.9%	65.4%	60.2%							
26	京都府		40.0%		33.0%	298	300	2				
27	大阪府		64.0%	44.0%	38.0%	1659	1631	-28	697	685	-12	-1.7%
28	兵庫県		55.8%	46.8%	47.1%	1104	955	-149	990	628	-362	-36.6%
29	奈良県		47.0%	42.0%	31.0%	315	293	-22	250	193	-57	-22.8%
30	和歌山県		55.6%	46.4%	42.1%	423	418	-5	352	232	-120	-34.1%
31	鳥取県		60.0%	60.0%	60.0%	252	224	-28	182	89	-93	-51.1%
32	島根県		50.0%	40.0%	40.0%	220	198	-22	200	175	-25	-12.5%
33	岡山県		75.0%	75.0%	50.0%	496	442	-54	359	235	-124	-40.4%
34	広島県		43.5%	44.0%	42.4%	848	857	9	629	434	-195	-31.0%
35	山口県		45.0%	45.0%	45.0%	501	433	-68	399	238	-161	-40.4%
36	徳島県		60.0%	55.0%	43.0%	273	284	11	238	153	-85	-35.7%
37	香川県		70.0%	70.0%	40.0%	284	291	7	236	194	-42	-17.8%
38	愛媛県		72.0%	77.0%	33.3%	503	456	-47	419	307	-112	-26.7%
39	高知県		65.0%	60.0%	50.0%	364	547	183	295	281	-14	-4.7%
40	福岡県		60.7%	60.4%	41.9%	668	625	-43	508	334	-174	-34.3%
41	佐賀県		76.9%	81.5%	48.0%	253	228	-25	158	102	-56	-35.4%
42	長崎県		75.0%	50.9%	40.3%	521	517	-4	426	294	-132	-31.0%
43	熊本県		69.8%	58.7%	30.3%	744	680	-64	636	423	-213	-33.5%
44	大分県		75.0%	50.0% ~75.0%	35.0% ~50.0%	501	507	6	335	245	-90	-26.9%
45	宮崎県		54.0%	44.0%	35.0%	425	393	-32	368	245	-123	-33.4%
46	鹿児島県		38.6%	58.2%	37.4%	768	744	-24	635	446	-189	-29.8%
47	沖縄県			40.0%		540	508	-32	353	305	-48	-13.6%
	合計					30,736	28,799	-31	22,862	15,974	-5,441	

※島根県→委託率は概ねの数値

※岡山県→学童期以降の委託率は12歳未満の数値であり、12歳以上の目標値は20%

「社会的養護関係施設が担う役割・機能に関する検討会」

中間まとめ

令和3年3月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会
社会的養護関係施設が担う役割・機能に関する検討会

(事務局) 〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

社会福祉法人全国社会福祉協議会 政策企画部

Tel 03-3581-7889 fax03-3580-5721
